

## 【育成環境課・児童手当管理室関係】



# 1. 放課後児童対策について

## (1) 放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成26年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も1,256人増え、9,945人となり3年連続して増加したところである。

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比602か所増加       |
| 21,482か所(25年) → 22,084か所(26年) |
| 2. 登録児童数：前年比47,247人増加         |
| 889,205人(25年) → 936,452人(26年) |
| 3. 利用できなかった児童数：前年比1,256人増加    |
| 8,689人(25年) → 9,945人(26年)     |

こうした中、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、昨年7月31日に、文部科学省と共同で、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。(関連資料1～5参照)

国においては、市町村が計画的に放課後児童クラブと放課後子供教室の整備を進めていけるよう、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づき昨年11月28日に策定された行動計画策定指針に、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組について記載したところであり、放課後児童クラブ及び一体型の目標事業量などを行動計画に盛り込んでいただき、地域の実情に応じた取組を進めていただきたい。

## (2) 放課後児童クラブの基準関係について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなった。このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員

会」における議論等を踏まえ、昨年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）（以下「基準省令」という。）を策定・公布したところである。（**関連資料6参照**）

### ① 都道府県認定資格研修の実施

基準省令第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。この認定資格研修は、新たな基準省令に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、現在都道府県等が実施している放課後児童指導員等の資質の向上のための研修とは性格を異にするものである。

また、昨年9月30日に、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）」をお示ししたところであるが、その中で、「予算編成過程で検討する」こととしていた、本研修に係る受講料については、研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分や研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費は受講者に負担いただく予定（受講者に代わって運営主体が負担することも可能）である。なお、認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費の中に計上しているので、管内市町村及び運営主体の事業者にも周知を図っていただきたい。

さらに、研修科目の内容等については、基準省令及び次頁に記載の放課後児童クラブ運営指針（案）等の内容を踏まえ、科目ごとの具体的な研修内容の詳細や指導のポイント等を盛り込んだシラバスを作成し、それを含めたガイドラインを、平成27年度予算成立後、「都道府県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱（仮称）」としてお示しする予定としている。

都道府県におかれては、来年度から円滑かつ滞りなく実施できるように、市町村とも連携して、実施体制の整備に努めていただくようお願いする。

なお、現在、認定資格研修を修了した者の名簿管理等を行うためのシステムファイルの開発を進めているところであり、年度末を目途に、各都道府県に配付する予定である。（**関連資料7～8参照**）

## ② 事業開始前の事前届出制の導入

児童福祉法の改正により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。この届出の内容については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第17号）及び「放課後児童健全育成事業の届出について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）において規定されているので、適切にご対応いただくよう、管内市町村及び運営主体の事業者にも周知徹底を図っていただきたい。（関連資料9参照）

## （3）放課後児童クラブ運営指針（案）について

放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。

平成27年4月からは、基準省令を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。

このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として新たに運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針（案）」（以下「運営指針（案）」という。）を策定することとした。（関連資料10参照）

### ① 策定及び見直しの3つの視点

ア 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

イ 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

ウ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るため必要となる内容を充実

## ② 運営指針（案）の4つのポイント

- ア 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に記載
- イ 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に記載
- ウ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に記載
- エ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に記載

運営指針（案）については、3月2日～16日にかけて、パブリックコメント（意見募集）を行ったところであり、いただいたご意見等を踏まえ、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会等に報告した上で、年度末を目途に、各都道府県・指定都市・中核市に通知する予定であるので、ご了知いただくとともに、今後、基準省令及び運営指針（案）に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図ることとしているので、管内市町村及び運営主体の事業者への周知徹底をお願いします。

## （4）放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要

平成27年度予算（案）については、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「量的拡充」及び「質の向上」を図るために必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援することとしている。（関連資料11参照）

### ① ソフト面（運営費）について

平成27年度放課後児童健全育成事業等実施要綱における放課後児童健全育成事業の内容については、児童福祉法の改正、基準省令及び運営指針（案）を踏まえて見直す予定である。（別冊資料1参照）

ア 「放課後児童クラブ運営支援事業」について

平成27年度から「放課後子ども総合プラン」に基づく量的拡充のための市町村への支援策として実施する放課後児童クラブ運営支援事業については、多くのご照会をいただいているところであるが、別冊資料1の別添4に現時点の案を掲載しているので、参照されたい。

本事業は、放課後児童クラブの量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行うものであるが、国庫補助を受けるに当たっては、

- (i) 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童クラブを開設しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること、
- (ii) 平成27年度以降に新たに開設する放課後児童クラブであること、
- (iii) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること、

を補助要件とする予定であり、賃借により新たに開設する放課後児童クラブのすべてが国庫補助の対象となるものではないので、ご留意いただきたい。

なお、既に賃借により運営している放課後児童クラブについても、例えば登録児童数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応する場合なども、新たな受け皿の確保を図るという事業目的に適うものと考えられるため補助対象とする予定である。

#### イ 「放課後児童クラブ送迎支援事業」について

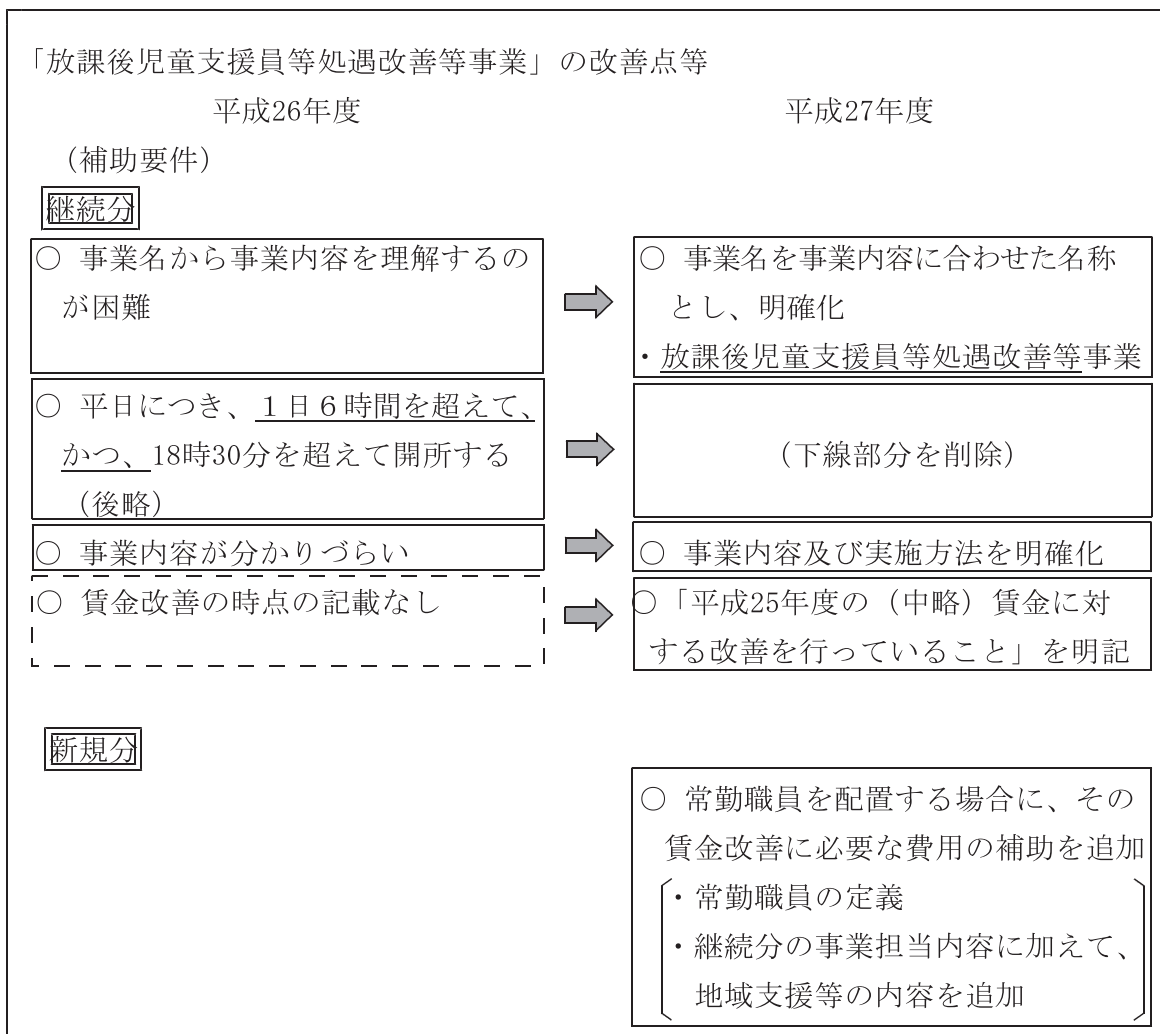
同じく「放課後子ども総合プラン」に基づく量的拡充のための市町村への支援策である放課後児童クラブ送迎支援事業は、授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するものである。（別冊資料1の別添5参照）

なお、本事業の対象経費のうち、送迎を行うためのバス等車輛に係る経費は、燃料費のみを対象とする予定であり、その他の維持費（修繕料、自動車検査に係る費用等）や購入に係る経費は対象外となるので、ご留意いただきたい。

#### ウ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について

放課後児童クラブに従事する者の処遇改善経費を補助することにより、保育所における開所時間との乖離の縮小を図るため、平成26年度

より、保育緊急確保事業において実施していた「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」については、各自治体からいただいたご意見を基に、事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に改め、従前の、非常勤職員1名分の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業の内容を見直すとともに、平成27年度からは、運営指針（案）に規定する育成支援の内容を主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を行う予定であるので、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。



なお、本運営費（放課後児童健全育成事業費等補助金）については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域子ども・子育て支援事業を実施等する市町村に対し交付する「子ども・子育て支援交付金」（内閣府所管）となるが、本交付金の枠組みは、従来の都道府県を經由した間接補助から市町村への直接補助となるため、ご留意いただきたい。

また、放課後児童クラブの利用料については、総事業費の概ね1/2



を保護者負担で賄うことを想定しており、月額4千円～8千円の間で設定されている割合が高い（関連資料12参照）。ただし、通常の活動に加えて、保護者や本人の意向によりスポーツクラブや塾等の特別な活動内容を実施することは差し支えないが、この場合の特別な活動内容は、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費については国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当である。

## ② ハード面（整備費について）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の放課後児童クラブ整備費は、「子ども・子育て支援整備交付金」（内閣府所管）となり、運営費と同様、これまでの都道府県経由の間接補助から市町村への直接補助となる。

平成27年度予算（案）においては、資材費、労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げを行うほか「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの量的拡充のための市町村への支援策として、学校敷地内等に整備を行う場合の補助基準額を新たに設けることとしており、補助対象となるのは、

ア 次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画に、放課後児童クラブ及び文部科学省が所管する放課後子供教室の一体型の目標事業量等が記載されており、かつ、整備予定の放課後児童クラブが同一の小中学校内等で実施する放課後子供教室と一体的に実施（予定を含む。）されること、

イ 整備予定となっている小学校の余裕教室等の活用が困難であること、

ウ 当該市町村において、待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること、

の全ての要件を満たす放課後児童クラブの整備とすること予定しており、その際、基準省令第9条第1項に規定する専用区画の他に、当該放課後児童クラブを利用する児童の遊び等のために必要な場を併せて整備することは差し支えない。

なお、現時点の交付要綱等の案については、別冊資料2、3を参照願いたい。

また、全国の放課後児童クラブを実施している建物の耐震化については、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成25年10月1日現在）によれば、耐震化率が83.3%に留まっている状況（参考：保育所79.4%、児童養護施設82.3%）にもあることから、子ども・子育て支援整備交付金も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努められたい。

なお、後日、平成27年度における子ども・子育て支援整備交付金の協議書の作成をお願いすることとしているが、協議書の提出先は内閣府になることをご留意願いたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	11,494	6,473	925	2,172	9,570	83.3%
公立	9,480	5,167	839	2,023	8,029	84.9%
私立	2,014	1,306	86	149	1,541	76.5%

### ③小規模学童保育にかかる特別交付税について

市町村が単独事業として実施している年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない小規模な放課後児童クラブ（小規模学童保育）については、「特別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）附則第5条第6項の規定により、特別交付税の算定対象となっているところである。昨年12月8日付けで「特別交付税に関する省令」が一部改正（同日付けで施行）されたところであるが、平成26年度における小規模学童保育にかかる特別交付税の算定基礎額は、昨年度と同額の児童一人当たり55,000円とされているので、ご了知いただきたい。

なお、10人未満の放課後児童クラブについては、平成27年度から補助対象とすることとしている。

(平成25年度)

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五,〇〇〇円を乗じて得た額



(平成26年度)

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五,〇〇〇円を乗じて得た額

## (5) 放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故防止等について」（平成22年3月23日付け育成環境課長通知）（以下「課長通知」という。）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した全治一カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。

今般、平成26年1月1日から平成26年12月31日までに報告のあった事故の内容について、以下のとおり集計したところであるが、このうち死亡事故が1件報告された。こうした死亡事故を含めた児童の事故の発生防止に努めていただくため、事故防止のためのポイントを整理したので、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応や発生した事象や事故につながりそうな事象の情報を収集し、分析するなど、一層の徹底に努めていただきたい。

なお、平成27年2月16日付けで「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）（以下「連名通知」という。）が発出されたところであるが、上記課長通知についても、当該連名通知に準じて改正する予定である。

具体的には、①報告の対象となる重大事故の範囲の明確化、②報告期限の明確化、③報告様式の見直し、④報告先として消費者庁を明記、⑤公表等について明記することを予定しており、追って通知する。

### 事故報告の集計結果

#### 1. 事故報告概要

放課後児童クラブ（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、平成26年1月1日から平成26年12月31日までに自治体から報告のあったものを集計。

##### (1) 報告件数

37都道府県 254件

##### (2) 負傷等の内訳

内訳	骨折	歯の破折	打撲・ねんざ	死亡	その他	合計
件数	198件	16件	23件	1件	16件	254件
割合	78.0%	6.3%	9.1%	0.4%	6.3%	100%

(3) 学年別

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	100人	69人	45人	22人	14人	4人	254人
割合	39.4%	27.2%	17.7%	8.7%	5.5%	1.6%	100%

(4) 場所別

場所	校庭などの屋外 (敷地内)	クラブ室・廊下 などの屋内	体育館・遊戯室 などの屋内	公園などの屋外 (敷地外)	合計
件数	138件	64件	18件	34件	254件
割合	54.3%	25.2%	7.1%	13.4%	100%

(5) 事由別

事由	遊具から の転落等	集団遊び 中の転倒 等	階段などに おける転 倒・転落等	球技中の 転倒等	児童同士 のふざけ あい等	車との 接触	その他	合計
件数	62件	61件	16件	50件	39件	2件	24件	254件
割合	24.4%	24.0%	6.3%	19.7%	15.4%	0.8%	9.4%	100%

(参考) 放課後児童クラブ数 22,084所 (平成26年5月1日現在)

登録児童数 936,452人 (平成26年5月1日現在)

## 2. 事故発生の主なケース

- ・遊具 (うんてい、すべり台、鉄棒等) からの転落。
- ・集団遊び (おにごっこ、馬跳び等) 中の転倒。
- ・階段や段差から飛び降りたり、つまずいたりすることなどによる転倒。
- ・球技 (サッカー、ドッジボール等) 中の他児童との衝突、転倒。
- ・他児童に押される、走り回るなど、児童同士のふざけあいによる転倒。
- ・帰宅中やクラブに向かう途中における車との接触。
- ・掃除中の怪我や、クラブ室内の備品等に体をぶつける等による事故。

### ○死亡事故の概要

平成26年6月下旬、午後5時過ぎに、小学2年生の男子が、放課後児童クラブからの帰宅途中、横断歩道を通過中に左折してきたトラックと衝突。

## 事故防止のためのポイント

◎遊具の使用ルール・適切な使用方法について指導を徹底する。

- ブランコから途中で飛び降りる、すべり台を下から登ろうとして転倒するなど遊具本来の目的とは異なる使用方法により発生した事故がある。屋外遊具の適切な使用方法を指導しておくことが必要である。

■特に、一年生はクラブの生活や環境に十分に順応できていないうちに、適切な使用方法を知らないまま遊具等を使用している中で事故が発生しているとも考えられるため、一年生の遊具使用に当たっては、適切な使用方法や安全上の留意点などを事前に指導しておくことや児童の年齢や発達状態に応じた遊びの環境を提供していくことが必要である。

◎集団生活の場としての環境を整える。

■クラブ室内で荷物につまずき転倒したなど、設備の不具合や室内の整理整頓の不備が事故に繋がることもある。屋内環境の安全性について常に点検し、整理整頓に努め、不具合があった場合には早急に補修等を行うことが必要である。

■室内を走り回って他の児童と接触した際に怪我をしたなど、児童が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を作っておくことで防げる事故もある。児童が危険に気づいて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助することが必要である。

◎安全に関する指導を徹底する。

■交通安全については、関係機関と協力して交通安全指導を行うなど、放課後児童支援員等は保護者や関係機関と協力して児童への交通安全に関する指導を徹底することが必要である。

■「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」の活用などによって来所・帰宅時の安全を徹底することが必要である。

◎事故が発生した場合の対処方法を事前に準備しておく。

■児童の活動において予想される事故や怪我の防止に万全を尽くすことが一番大切であるが、万が一、事故や怪我が発生した場合の対処方法（応急処置を含む。）についても、事前に十分な想定訓練と準備をしておくことが必要である。

■発生した事故や事故に繋がりそうな事例は、発生までの経緯や事故後の対応等の情報を放課後児童支援員等間で共有し、分析することで、類似の事故を未然に防ぐことに活かされる。軽微な事故や結果的に事故にならなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性もあるので、こうした情報の収集・分析に努められたい。

## 2. 児童厚生施設の設置運営について（関連資料13参照）

### （1）児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

#### <児童館の活動内容>

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成   | ②子どもの居場所の提供     |
| ③保護者の子育て支援     | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動   |
| ⑦放課後児童クラブの実施   | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が昨年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊びを通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健

全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への積極的な参加をお願いします。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されているので、ご了知いただき、以下の（２）及び（３）の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

児童館実践事例集～「児童館ガイドライン」の活動内容に着目して～

（厚生労働省ホームページ）

- ・トップページの「分野別の政策」の“子ども・子育て”  
→ “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”  
→ 「放課後児童健全育成等」の“実施状況等”に掲載

さらに、児童厚生員等を対象とした必要な知識や技能の習得等のための研修については、従前、一般財団法人児童健全育成推進財団において開催していたところであるが、平成27年度予算（案）においては、都道府県、指定都市、中核市及び市町村を実施主体とする「子ども・子育て支援対策推進事業費補助金」の放課後児童支援員等研修事業の中で研修の実施に必要な経費を計上しているところであり、各自治体におかれては、来年度から円滑かつ滞りなく実施できるように、実施体制の整備に努めていただくようお願いする。

## （２）民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成

を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

### (3) 子ども・子育て支援新制度における児童館の活用について

#### ① 地域子育て支援拠点（連携型）について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として、事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。このうち、「連携型」については、児童館等を実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

#### ② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされていることから、積極的に児童館を活用した事業実施に努めていただきたい。

### (4) 児童館、児童センターに係る整備費への国庫補助について

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、平成24年度から次世代育成支援対策施設整備交付金により実施しているところであるが、平成26年度の執行においては、次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱に基づき、

- ・ 創設については、放課後児童クラブを併せて実施するための整備や、多機能化を図るための施設
- ・ 大規模修繕については、耐震補強など、利用児童の安全確保や健康被害の予防に資する整備

などの事業について、同一市町村内における整備状況や建物の老朽度等を踏まえて採択したところである。



また、全国の児童館・児童センターの建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成25年10月1日現在）によれば、耐震化率が80.7%に留まっていることも踏まえ、平成27年度においても、これらの状況の改善に向けた整備などの事業を採択することとなるので、この点を十分勘案した上で整備計画を策定されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
児童厚生施設（児童遊園を除く）	4,181	2,660	443	269	3,372	80.7%
公立	4,015	2,540	439	268	3,247	80.9%
私立	166	120	4	1	125	75.3%

### 3. 児童委員及び主任児童委員について

#### (1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、厚生労働省の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学教授）において、民生委員・児童委員が地域福祉の中核としてその力を存分に発揮できるよう活動環境の整備の推進方策について検討が行われ、平成26年4月に報告書がとりまとめられたところである。この報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、都道府県市町村におかれても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組に御協力をお願いする。（関連資料14参照）

さらに、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いする。（関連資料15参照）

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」（平成24年7月作成）も参考にされたい。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

(厚生労働省ホームページ)

- ・ トップページ「分野別の政策」の“福祉・介護”
  - “生活保護・福祉一般” → 「施策情報」の“民生委員”
  - “民生委員に対する個人情報の提供状況等について”  
に掲載

## (2) 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への「つなぎ役」や家庭周辺の観察への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

## 4. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～

(平成23年10月20日 雇児育発1020第1号)

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”
  - “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”
  - “地域組織活動”に掲載。

## 5. 児童福祉週間について

### (1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

### (2) 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成26年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等御協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中4,439作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成27年度児童福祉週間の標語と決定した。

<平成27年度児童福祉週間標語>

世界には 君の輝く 場所がある

こなか あやと  
(古仲 彩人さん 10歳 千葉県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

### (3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしているので、引き続き積極的な取組をお願いする。

## 6. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及に御協力をお願いする。(関連資料16参照)

### 社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”  
→ “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”  
→ “児童福祉文化財” に掲載。

## 7. 児童手当について

### (1) 児童手当制度について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童手当は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として支給される「子ども・子育て支援給付」のうち「子どものための現金給付」に位置づけられ、児童手当制度は、同法を所管する内閣府に移管されることになるが、支給要件や支給額など制度の内容に変更はない。

今後とも、各自治体におかれては、児童手当制度の趣旨に沿った円滑な運用に努めていただきたい。

(参考) 平成27年度予算(案)について(関連資料17参照)

○給付総額：2兆2,299億円(2兆2,356億円)

- ・国負担分：1兆2,356億円(1兆2,377億円)
- ・地方負担分：6,178億円(6,188億円)
- ・事業主負担分：1,821億円(1,801億円)
- ・公務員分：1,944億円(1,990億円)

※( )内の数字は前年度予算額

### (2) 関係機関の連携について

児童手当にかかる事務については、支給要件の確認等、適切に処理していただいているところであるが、申請漏れや認定の誤り、不正受給が生じることがないように、引き続き住民基本台帳担当部署や、税務担当部署、保健・福祉・教育等の関係部門との連携に努め、適正な支給が図られるようお願いする。

## 8. 放課後子ども総合プラン等に関する文部科学省の取組について（関連資料18参照）

### （1）放課後子ども総合プランについて

文部科学省では、地域の協力を得て放課後等に学習・体験活動の機会を全ての子供たちに提供する放課後子供教室を実施している。（平成26年度には全国約12,000箇所で開催されており、公立小学校における実施率は約50%）

昨年7月に新たに厚生労働省と共同で「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とする放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を推進することとしている。同プランでは、活動場所として、学校施設の徹底活用を目指しており、余裕教室の活用や、一時的な使用を推進している。

本年4月から市町村及び都道府県に、教育委員会と地方公用団体の長が協議する機関として設置される、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策の在り方を十分協議いただきたい。（昨年6月に改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく）

また、一体型で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する場合は、学校区毎に放課後児童クラブと放課後子供教室、学校関係者などが参画する協議会を設置し、情報共有を図っていただきたい。

については、各学校や教育委員会と放課後児童クラブが、より一層情報共有・連携を図り、「放課後子ども総合プラン」の推進が図られるよう、福祉部局におかれてもご尽力いただきたい。

### （2）土曜日の教育活動について

平成26年度より新たに、子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、多様な企業等に「土曜学習応援団」として賛同いただき、出前事業を行っていただく取組を推進しているところである。

放課後児童クラブが、放課後子供教室と連携し、様々な企業等の出前授業などを活用して、放課後児童クラブの児童もより充実した土曜日等を過ごすことができるよう、積極的に「土曜学習応援団」の活用をお願いする。



[関連資料：育成環境課・児童手当管理室]



# 政府における放課後対策に関する主な経緯

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等  
【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

## 新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

平成26年7月31日「放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に両省から通知）

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

- 平成31年度未までに
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約90万人⇒約120万人)
  - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区 (約2万か所) で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施 (約600か所⇒1万か所以上) を目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
  - ※放課後子供教室の充実 (約1万か所⇒約2万か所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
  - ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
  - ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
  - ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
  - ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



# 「放課後子ども総合プラン」概要

(平成26年7月31日策定・公表)

## 1 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 2 国全体の目標

○平成31年度未だに、以下を実施することを旨す

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

○新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを旨す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 3 事業計画

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

(都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

## 4 市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

## 5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

#### ① 学校施設の活用に当たったっての責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

#### ② 余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・ 優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
  - ・ 既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
  - ・ 市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
  - ・ 放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

#### ③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・ 学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・ 放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
  - ・ 両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
  - ・ 共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムプログラムの充実
  - ・ 両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的・定期的な情報共有を図り、一人一人の児童の状況に共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

### (5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

## 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

## 8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後児童教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参加を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行)
H27予算額	4,882百万円の内数(26予算額:3,765百万円)	57,497百万円(26予算額:33,223百万円)
実施か所数(クラブ児童数)	11,991か所(平成26年度)	22,084か所(936,452人)(平成26年5月) ※小学校内で実施するクラブ(1,653か所)のうち、同一の小中学校内に放課後子供教室があるか所数4,392か所
実施場所	小学校 77%、公民館 10%、児童館 4%、 その他(中学校、特別支援学校など) 9% (平成26年度)	小学校 53%(余裕教室 28%、専用施設 24%)、 児童館 12%、その他(専用施設、公的施設など) 35% (平成26年5月)
開設日数	105日(平成26年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)

## 国全体の目標(平成31年度末まで)

○市町村行動計画等に基づき計画的な整備

○学校施設を徹底活用した実施促進

- ・管理運営の責任の所在を明確化
- ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
- ・放課後等の一時的な利用の促進

○両事業の従事者・参加者の連携強化による共通プログラムの充実

○総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

■全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施(現行約600か所)を目指す  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備(約90万人⇒約120万人)  
■新規開設分の約80%を小学校内で実施(現行約52%)を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用



# 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

## 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

※放課後子供教室については、各地域の実情等に依りて開催

## 一体型のイメージ 【学校の敷地内にて実施】

### 放課後児童クラブ（生活の場）

\* 共働き世帯等の児童を対象

### 放課後児童指導員

健康管理  
余暇指導  
生活支援

- 宿題、遊び、休息など、児童の体調、日課等に合わせて自主的に過ごす
- 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助け
- おやつを提供

19:00まで

### 授業終了後

### 放課後子供教室（学習・体験活動の場）

\* 希望する全ての児童を対象

### コーディネーター 地域のボランティア等

学習支援など  
多様な  
プログラムの  
実施

### 【放課後児童クラブの児童も含めた 全ての児童を対象とする共通プログラムの実施】

- ・ 学習支援（宿題の指導、予習・復習、補充学習等）
- ・ 多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等）
- ・ スポーツ活動（野球、サッカー、一輪車）など

17:00まで

### 家庭

- ・ 連絡帳のやりとり
- ・ お迎え時の日常的な会話
- ・ 養育に関する相談支援 など

19:00まで



# 一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

## 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

## 一体型を推進するための具体的な方策

### 1. 学校の余裕教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施【現在約52%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

### 2. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討 ※財政支援を希望する自治体は設置が必置(一体型として実施する場合のみ)

### 3. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）

- ◆昨年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

### 4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆昨年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載 ※財政支援を希望する自治体は、原則として作成が補助要件

### 5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

## ～多彩な講座を開催し、子供たちに豊かな体験を～

### 概要

放課後児童クラブは小学校内に専用の部屋を確保している。放課後子供教室は、運動場やプレイルームを一時利用しており、週に6日開催。学習活動や自由遊びに加え、地域で活動する方や専門知識を持っている方に、実行委員会が声をかけ、多彩な「講座」を展開している。



### ポイント

- 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携に力を入れており、放課後児童クラブの指導員が放課後子供教室のプログラムを月に一度担当している。
- 講座は、スポーツ活動(ミニバスケット、ドッジボール、卓球等)、文化活動(和太鼓、茶道、将棋、フラダンス、料理等)と多岐にわたる。

### 取組の効果

- 放課後児童クラブの指導員が講座を担当することで、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加しやすくなっている。
- 多岐にわたる講座が開催されていることによって、人との関わりや異年齢交流を通じ、子供たちはさまざまな経験を得ている。

### 基礎データ

※H26.3.31現在  
(放課後児童クラブ登録児童数についてはH25.4.1現在)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	292日	216日
実施場所	専用部屋	運動場 プレイルーム
共通の活動場所	運動場・プレイルーム 等	

※ 茨木市における取組の一例

山口県

周南市

## ～放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校施設内に～



### 概要

同じ学校施設内に放課後児童クラブ(余裕教室)と放課後子供教室の活動場所があることにより、放課後子供教室に登録している放課後児童クラブの子供たちにも「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」の提供が可能となっている。共通のプログラムの活動場所は、学校の図書館・視聴覚教室、ランチルーム、体育館などとなり、学校施設を一時利用することで、多様なプログラムを実施している。

### ポイント

- 共通のプログラムを実施時には、放課後児童クラブに登録している児童の状況を、地域の人材(民生・児童委員等)が放課後児童クラブの指導員に伝えることで、児童の様子を双方で共有している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室も同じ学校施設内に活動場所があるため、両者の連携・調整が行いやすい。

### 取組の効果

- 保護者からは「学校内で活動しているので安心して放課後子供教室のプログラムはさまざまに経験が出来るので良い」と好評。
- コーディネーターと主任指導員が定期的に打ち合わせを行うことで、児童の様子について情報を共有し、連携して子供を育むことができています。

### 基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数または講座数	289日	85日
実施場所	余裕教室	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等
共通の活動場所	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等	

※ 周南市における取組の一事例

## 放課後児童クラブへの転用（千葉市の取組）

千葉市では、余裕教室を放課後児童クラブへ転用するに当たり、教育委員会と首長部局が円滑に事務を進めるための協定を結んでいます。

### 経緯

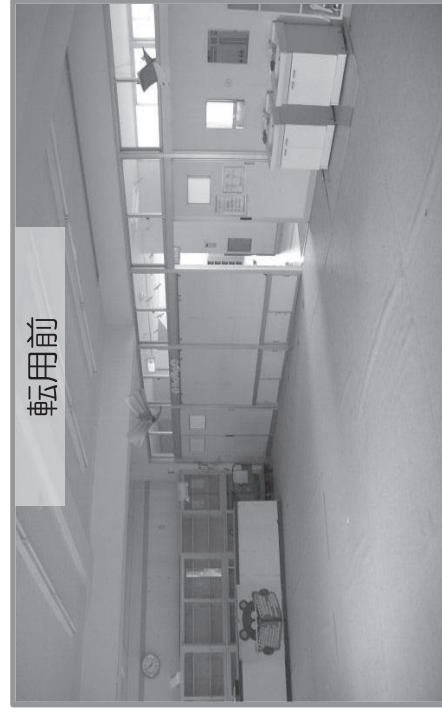
千葉市では、学校施設の担当は教育委員会事務局で、児童クラブの担当はこども未来局であるため、学校内に設置した児童クラブの管理区分を明確にするため物理的に区画していた。このため、校舎の1階端または別棟に整備する必要があり、余裕教室の確保が困難であった。また、学校のトイレを使用することができず、児童クラブ専用のトイレを建築する必要があったため、整備費が高くなっていった。

### 協定の内容

協定（平成21年度締結）は、児童クラブと学校のそれぞれの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて管理するために、細部について取り決めたものである。

具体的には、共用部分の維持管理区分、事故等の責任の範囲、光熱費等の負担などである。これにより、千葉市の学校内に設置されている児童クラブは21から33に増加した。

（平成26年4月現在）



※「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」（文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設助成課）より抜粋  
【文科省HP：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyousei/yoyuu.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyousei/yoyuu.htm)】

# (参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

## 空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長(以下「甲」という。)と千葉市教育委員会(以下「乙」という。)とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

### (基本的合意)

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等(以下「整備等」という。)に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

### (教育財産の取扱い)

第2条 子どもルームの整備に当たった教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き教室 財産移管
- (2) 余裕教室 目的外使用
- 2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。
- 3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

### (校舎の区分、管理)

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア(主として学校の児童・教職員等が使用するエリア)
- (2) 子どもルーム専用エリア(主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア)
- (3) 共用エリア(学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア)
- 2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

### (学校既存設備の利用等)

- 第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にある設備を利用するものとする。
- 2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

### (事故等に係る責任の範囲)

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導者等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

### (光熱水費等の負担)

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

### (教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

### (個別協議)

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

### (疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷俊人



乙 千葉市教育委員会



# 学区毎の協議会とは

## 都道府県に推進委員会・市町村に運営委員会を設置

【主な効果】都道府県・市町村単位で放課後児童クラブと放課後子供教室の連携は促進(研修の合同開催など)  
【今後の課題】一体型を推進するためには、両事業の関係者の連携を進める

## 一体型で実施する場合には学区毎の協議会を設置し、 放課後児童クラブ・放課後子供教室・学校関係者の連携をより一層促進

### 構成員 (既存の会議を利用しても可)

※財政支援を希望する自治体は設置が必置です(一体型のみ)

放課後子供教室関係者(教育活動推進員・教育活動サポーター等)、放課後児童クラブ関係者(主任指導員等)、学校関係者(校長・副校長)など事業に従事している方々を中心組織

その他、保護者(PTA)、青少年団体、町内会長等の参画を得て組織することも可

### 会議の内容

放課後児童クラブと放課後子供教室の

- ① 共通プログラムの日時(活動カレンダー)の作成、活動に参加しやすいよう活動時間の調整)、
- ② 共通プログラムの内容(地域住民の協力を得た全ての子供を対象とする魅力あるプログラムを提供)
- ③ 共通プログラムの実施場所(学校の余裕教室等の活用、一時利用の検討)
- ④ 子供の状況など、必要に応じて情報共有、⑤学校の教育活動と連携したプログラムの実施等について、より具体的な内容を検討

### 考えられる会議の成果

- ・構成員のネットワークを活用し放課後児童クラブの子供たちを含めた、希望する全ての子供たちが参加可能なプログラムを企画し、かつ、魅力的なプログラムを提供(英会話教室、ダンス教室など)
- ・町内会と放課後児童クラブや放課後子供教室が合同でプログラムを開催するなど、地域人材の協力を得ながら、地域全体で子供たちを育む環境を醸成(運動会、夏祭り、クリスマス会)
- ・学校と調整の結果、新たに一時的に利用できる余裕教室や特別教室(体育館・ランチルーム等)を確保
- ・学校関係者の放課後活動に対する理解が深まる

# 全ての学校で協議会を設置している事例

【東京都港区】

## 協議会の概要

### 『放課GO→クラブ協議会』

※以下ある学校の事例。放課GO→のみ実施の場合は「放課GO→協議会」

- ◆ 構成員：保護者（PTA）、学校関係者（校長、副校長等）、地域関係者（青少年委員等）、事業協力者（放課GO→サポーター）、放課GO→クラブ委託運営業者
- ◆ 実施回数：年間2回程度（6月、2月頃）

（この他にも、日常的に委託運営業者（現場のスタッフ）と校長・副校長・学級担任等は打ち合わせ等により、日頃の子供たちの様子や、学校と放課後の活動時間の調整などの情報共有を図っている）

- ◆ 協議内容：事業の運営に関すること（事業内容や実績の報告、課題等についての意見交換など）
- ◆ 実施するメリット：事業に携わる関係者が、一堂に会し事業運営に関する情報を共有することで放課後の活動内容が充実したり、学校関係者の放課後活動に対する理解が深まるなど、一層の充実が図れた。

- ◆ 始めたきっかけ：学校内で実施する事業のため、学校関係者と保護者や地域関係者等との情報交換の必要性があったため、事業開始当時（平成16年度）から設置している。



↑スタッフと一緒に  
工作！

## 平成26年度『放課GO→クラブ』の概要

『放課GO→』：児童の居場所づくり事業（放課後子供教室）

放課後等の時間に、小学校の余裕教室等を利用して、全児童を対象に遊びや学習、スポーツ等の様々な活動を通じて、児童の自主性を培う。

『学童クラブ』：学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

小学校1～3年生で保護者の就労などの事情により、放課後に家庭での保護を受けられない児童の生活の場を提供。

⇒ 『放課GO→クラブ』：

「放課GO→」に「学童クラブ」を併設し一体的に実施。全ての児童に対して放課後等の安全で安心でできる活動場所を提供。

＜港区における実施状況＞（H26年度） ※港区の小学校数…19校

- ・「放課GO→」…7小学校
- ・「放課GO→クラブ」…10小学校
- ・「学童クラブ」…14か所

※「放課GO→クラブ」として学童クラブを実施しているものは含まない

## 主な1日の流れ

- ①入室：授業終了後、放課GO→クラブ室（専用の活動場所）へ移動
- ②受付：受付し、帰宅時間をスタッフと確認
- ③自習タイム：最初の30分程度、学校の宿題や読書などをして静かに過ごす
- ④フリータイム：専用の活動場所や校庭、体育館などで自由に活動。自分の興味・関心があることをして過ごしたり、地域ボランティアやスタッフによるプログラム（スポーツや工作、将棋など）を実施

### 『放課GO→』の児童

- ⑤帰りの用意：16時40分頃
- ⑥帰りの会：16時50分頃
- ⑦帰宅：17時

### 『学童クラブ』の児童

- ⑤おやこ：15時30分～17時の間
- ⑥帰りの用意：18時10分頃
- ⑦帰りの会：18時20分頃
- ⑧帰宅：18時30分



## 改正次世代法に基づく行動計画策定指針に記載されている内容①

内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号  
平成26年11月28日

### ◆財政支援を希望する場合は、原則として平成26年度内に市町村行動計画の策定をお願いします◆

\*市町村行動計画を策定しない又は年度内に策定できない場合などの場合には、個別に文部科学省と厚生労働省にご相談ください。

### 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第七条第一項の規定に基づく行動計画策定指針

＜指針には、以下の項目を盛り込むことが重要であるとして記載＞

#### 【市町村行動計画】

##### (1)放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

・放課後児童クラブについては、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされている平成27年度～平成31年度の各年度における量の見込み並びに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載すること。

また、合わせて以下のような内容についても記載することが考えられる。

- ・平成31年度までに、全小学校区の〇％に整備することを目指す。
- ・平成〇〇年度までに、〇％を小学校内で実施することを目指す。 等

##### (2)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

- ・平成31年度までに、〇〇カ所整備することを目指す。 等

##### (3)放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

- ・平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指す。
- ・平成〇〇年度までに、全小学校区の〇％に整備することを目指す。
- ・希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進。

## 改正次世代法に基づく行動計画策定指針に記載されている内容②

### (4)放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける。
- ・ 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置する。 等

### (5)小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・ 運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。
- ・ 事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促す。
- ・ 放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。 等

### (6)放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・ 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。
- ・ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。

### (7)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

- ・ 平成31年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施することを旨とする。 等

※(4)～(7)については、まとめて記載でも可。

#### 【都道府県行動計画】

- ・ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等

報道関係者 各位

平成 26 年 11 月 7 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 育成環境課  
課長補佐 竹中 大剛 (内線 7903)  
総務係長 小島 裕司 (内線 7906)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2505

## 平成 26 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(5月1日現在)

厚生労働省では、このほど「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の平成 26 年の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

本事業は、小学校の余裕教室や児童館などで共働き家庭の子ども（おおむね 10 歳未満）に放課後等の遊び場や生活の場を提供する事業で、クラブ数や利用登録している児童の数などを把握するための調査を毎年実施しています。

## ○登録児童数

・ 93 万 6,452 人 【前年比 47,247 人増】（平成 25 年：88 万 9,205 人）

## ○放課後児童クラブ数

・ 2 万 2,084 か所 【前年比 602 か所増】（平成 25 年：2 万 1,482 か所）

## ○利用できなかった児童数（待機児童数）

・ 9,945 人 【前年比 1,256 人増】（平成 25 年：8,689 人）

## ○18 時を超えて開所しているクラブが全体の約 65%を占めている（※）

〔平日〕

・ 1 万 4,457 か所 (65.5%\*1) [平成 25 年：1 万 3,405 か所 (62.4%\*1)]

(\*1) 平日に開所しているクラブ数に占める割合

〔長期休暇等〕

・ 1 万 4,141 か所 (64.2%\*2) [平成 25 年：1 万 3,142 か所 (61.4%\*2)]

(※) いわゆる「小1の壁」の解消に向けて、開所時間の延長が一定程度進んでいる。

(\*2) 長期休暇等に開所しているクラブ数に占める割合

## ○小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）で実施するクラブ数

・ 1 万 1,653 か所 (52.8%\*3) [平成 25 年：1 万 1,229 か所 (52.3%\*3)]

(\*3) 全クラブ数に占める割合

【参考】小学校内で実施するクラブのうち、同一の小学校内に放課後子供教室があるか所数

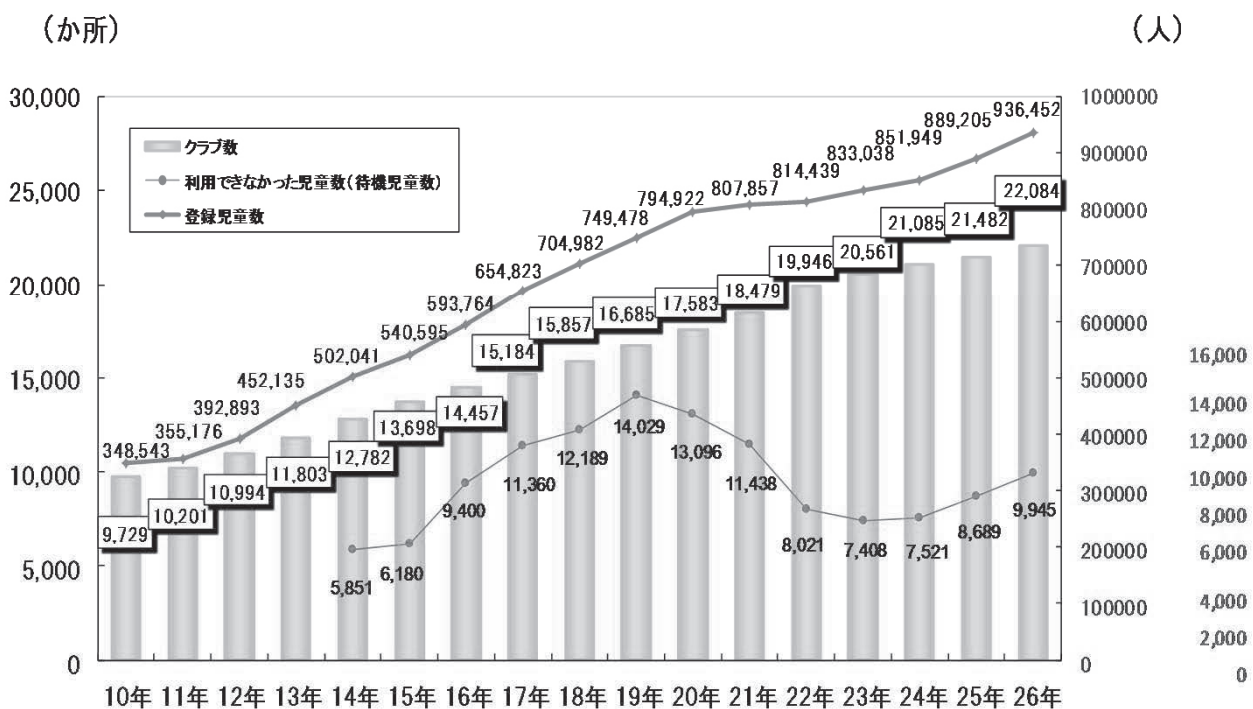
・ 4,392 か所 (37.7%)

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、登録児童数は、対前年47,247人増の936,452人、クラブ数は、対前年602か所増の2,084か所となっている。
- また、利用できなかった児童数は、対前年1,256人増の9,945人となっている。

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



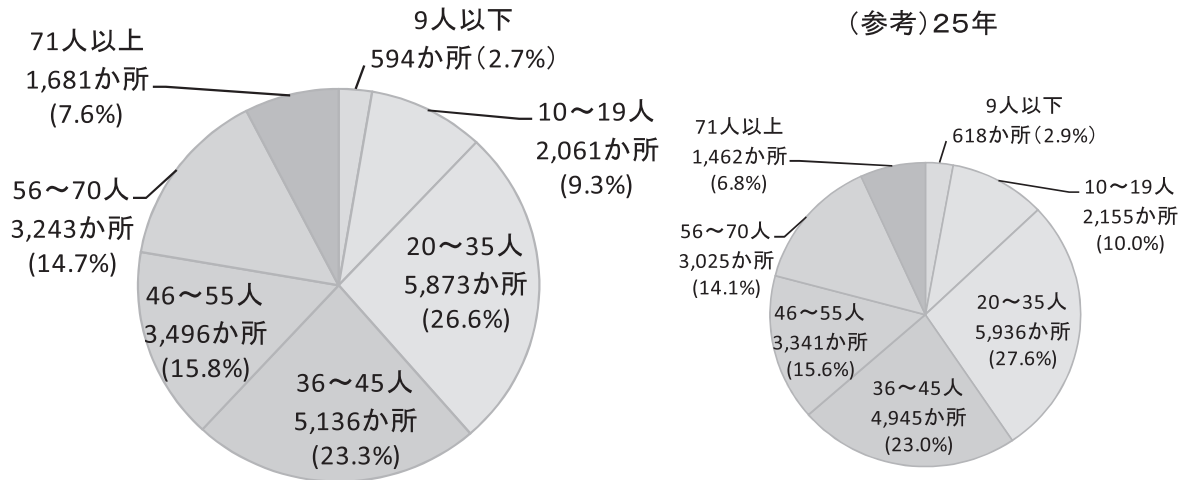
※各年5月1日現在(育成環境課調)

## (参考)人口動態統計調査

	平成14年 (現6年生)	平成15年 (現5年生)	平成16年 (現4年生)	平成17年 (現3年生)	平成18年 (現2年生)	平成19年 (現1年生)	平成20年 (来年1年生)	平成21年	平成22年	平成23年
出生数 (人)	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806
増減 (人)	▲16,807	▲30,245	▲12,889	▲48,191	30,144	▲2,856	1,338	▲21,121	1,269	▲20,498

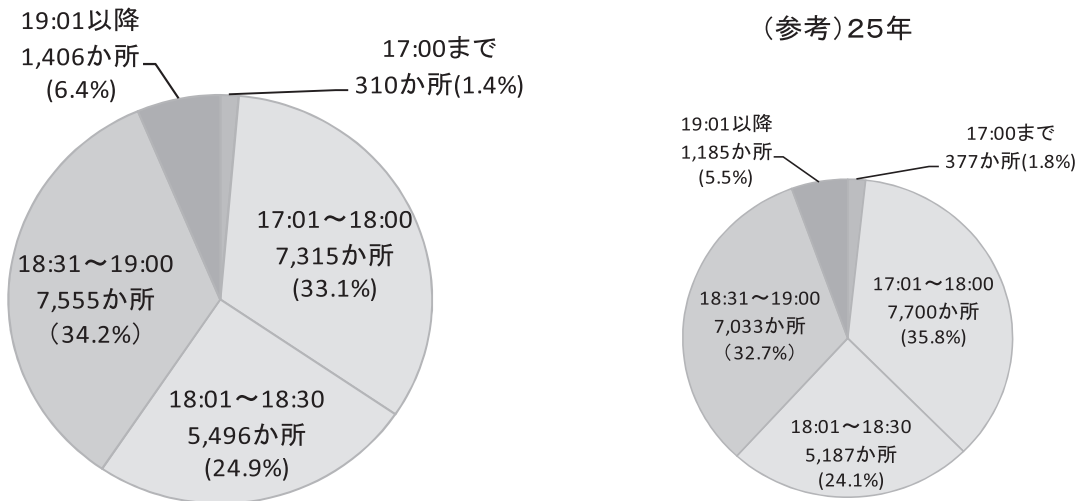
## 2. 規模別実施状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約62%を占めている。



## 3. 終了時刻の状況(平日)

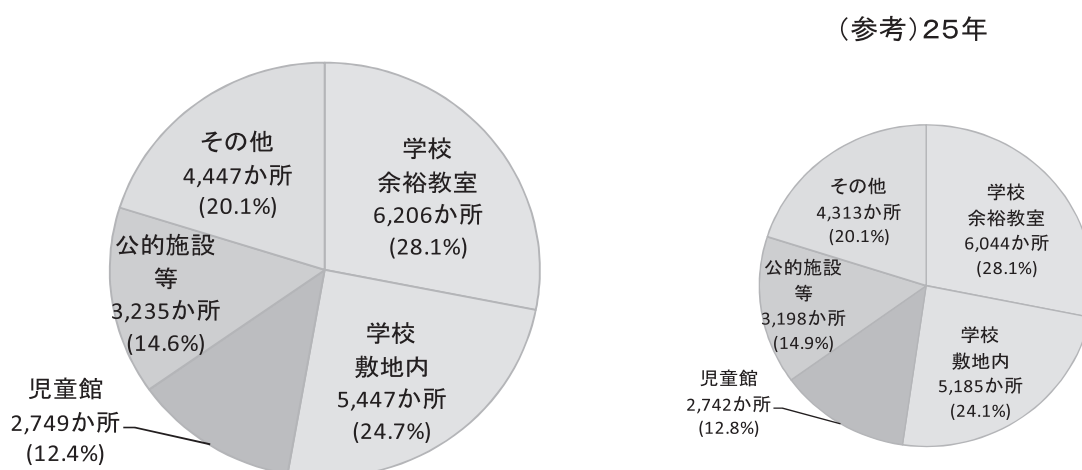
○ 18時を超えて開所しているクラブが全体の約65%を占めている。



※平日に開所されているクラブ数  
(22,082)に対する割合

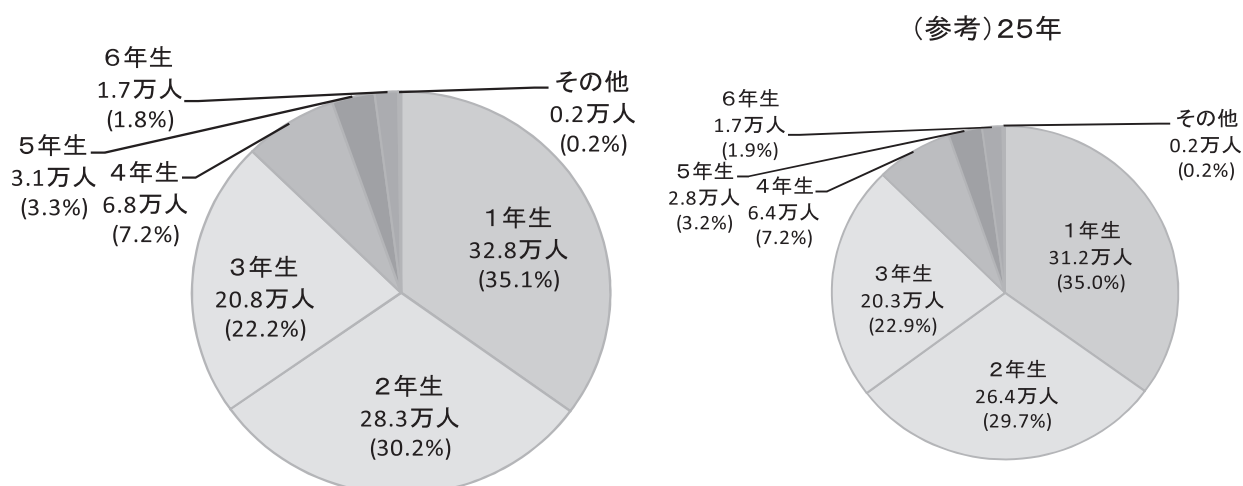
#### 4. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占めている。



#### 5. 登録児童数の学年別の状況

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約87%を占めている。



## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 各年5月1日現在の育成環境課調査

### 1 クラブ数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成26年	平成25年	増減
クラブ数	22,084か所	21,482か所	602か所
登録児童数	936,452人	889,205人	47,247人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,598市町村(91.8%) [1,741市町村]	1,595市町村(91.6%) [1,742市町村]	3市町村(0.2ポイント) [▲1市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,651小学校区(81.8%) [20,357小学校区]	16,760小学校区(81.3%) [20,621小学校区]	▲109小学校区(0.5ポイント) [▲264小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。  
注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

### (参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年
クラブ数(か所)	21,482	21,085	20,561	19,946	18,479
増減	397	524	615	1,467	896
登録児童数(人)	889,205	851,949	833,038	814,439	807,857
増減	37,256	18,911	18,599	6,582	12,935
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]	1,574(90.7%) [1,735]	1,580(90.3%) [1,750]	1,608(89.3%) [1,800]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成26年	平成25年	増減
公立公営	8,545 (38.7%)	8,472 (39.4%)	73
公立民営(合計)	9,772 (44.2%)	9,377 (43.7%)	395
社会福祉法人	3,097 (14.0%)	2,891 (13.5%)	206
民法34条法人	814 (3.7%)	795 (3.7%)	19
NPO法人	1,122 (5.1%)	1,027 (4.8%)	95
運営委員会・保護者会	3,758 (17.0%)	3,618 (16.8%)	140
任意団体	347 (1.6%)	352 (1.6%)	▲5
その他	634 (2.9%)	694 (3.2%)	▲60
私立民営(合計)	3,767 (17.1%)	3,633 (16.9%)	134
社会福祉法人	1,105 (5.0%)	1,023 (4.8%)	82
民法34条法人	84 (0.4%)	81 (0.4%)	3
NPO法人	490 (2.2%)	430 (2.0%)	60
運営委員会・保護者会	1,556 (7.0%)	1,601 (7.5%)	▲45
任意団体	38 (0.2%)	31 (0.1%)	7
その他	494 (2.2%)	467 (2.2%)	27
計	22,084 (100.0%)	21,482 (100.0%)	602

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳である。

### 3 実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 26 年	平成 25 年	増減
9人以下	594 (2.7%)	618 (2.9%)	▲ 24
10人～19人	2,061 (9.3%)	2,155 (10.0%)	▲ 94
20人～35人	5,873 (26.6%)	5,936 (27.6%)	▲ 63
36人～45人	5,136 (23.3%)	4,945 (23.0%)	191
46人～55人	3,496 (15.8%)	3,341 (15.6%)	155
56人～70人	3,243 (14.7%)	3,025 (14.1%)	218
71人以上	1,681 (7.6%)	1,462 (6.8%)	219
計	22,084 (100.0%)	21,482 (100.0%)	602

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 4 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 26 年	平成 25 年	増減
小学1年生	328,231 (35.1%)	311,510 (35.0%)	16,721
小学2年生	282,592 (30.2%)	263,836 (29.7%)	18,756
小学3年生	207,555 (22.2%)	203,235 (22.9%)	4,320
小学4年生	67,802 (7.2%)	63,780 (7.2%)	4,022
小学5年生	30,830 (3.3%)	28,088 (3.2%)	2,742
小学6年生	17,178 (1.8%)	16,561 (1.9%)	617
その他	2,264 (0.2%)	2,195 (0.2%)	69
計	936,452 (100.0%)	889,205 (100.0%)	47,247

注:( )内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

### 5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 26 年	平成 25 年	増減
小学校	11,653 (52.8%)	11,229 (52.3%)	424
学校の余裕教室	6,206 (28.1%)	6,044 (28.1%)	162
学校敷地内専用施設	5,447 (24.7%)	5,185 (24.1%)	262
児童館・児童センター	2,749 (12.4%)	2,742 (12.8%)	7
公的施設利用	1,739 (7.9%)	1,769 (8.2%)	▲ 30
民家・アパート	1,223 (5.5%)	1,193 (5.6%)	30
保育所	1,021 (4.6%)	993 (4.6%)	28
公有地専用施設	1,496 (6.8%)	1,429 (6.7%)	67
民有地専用施設	1,076 (4.9%)	1,035 (4.8%)	41
幼稚園	435 (2.0%)	409 (1.9%)	26
団地集会室	129 (0.6%)	135 (0.6%)	▲ 6
商店街空き店舗	158 (0.7%)	123 (0.6%)	35
その他	405 (1.8%)	425 (2.0%)	▲ 20
計	22,084 (100.0%)	21,482 (100.0%)	602

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 6 年間開設日数別クラブ数

(か所)

開設日数	平成 26 年	平成 25 年	増減
199日以下	25 (0.1%)	21 (0.1%)	4
200日～249日	903 (4.1%)	946 (4.4%)	▲ 43
250日～279日	3,537 (16.0%)	3,427 (16.0%)	110
280日～299日	17,279 (78.2%)	16,719 (77.8%)	560
300日以上	340 (1.5%)	369 (1.7%)	▲ 29
計	22,084 (100.0%)	21,482 (100.0%)	602

注:( )内は各年の総数に対する割合である。



7 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 26 年	平成 25 年	増減
11:00以前	2,894 (13.1%)	2,963 (13.8%)	▲ 69
11:01 ~ 12:00	2,235 (10.1%)	2,299 (10.7%)	▲ 64
12:01 ~ 13:00	7,540 (34.1%)	7,321 (34.1%)	219
13:01 ~ 14:00	6,757 (30.6%)	6,639 (30.9%)	118
14:01以降	2,656 (12.0%)	2,260 (10.5%)	396
計	22,082 (100.0%)	21,482 (100.0%)	600

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[26年:22,082]、[25年:21,482]は、平日に開所しているクラブ数。

8 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 26 年	平成 25 年	増減
17:00まで	310 (1.4%)	377 (1.8%)	▲ 67
17:01 ~ 18:00	7,315 (33.1%)	7,700 (35.8%)	▲ 385
18:01 ~ 18:30	5,496 (24.9%)	5,187 (24.1%)	309
18:31 ~ 19:00	7,555 (34.2%)	7,033 (32.7%)	522
19:01以降	1,406 (6.4%)	1,185 (5.5%)	221
計	22,082 (100.0%)	21,482 (100.0%)	600

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[26年:22,082]、[25年:21,482]は、平日に開所しているクラブ数。

9 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 26 年	平成 25 年	増減
6:59以前	9 (0.0%)	12 (0.1%)	▲ 3
7:00 ~ 7:59	4,966 (22.5%)	4,329 (20.2%)	637
8:00 ~ 8:59	16,134 (73.3%)	16,021 (74.8%)	113
9:00 ~ 9:59	877 (4.0%)	998 (4.7%)	▲ 121
10:00以降	39 (0.2%)	49 (0.2%)	▲ 10
計	22,025 (100.0%)	21,409 (100.0%)	616

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[26年:22,025]、[25年:21,409]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 26 年	平成 25 年	増減
17:00まで	568 (2.6%)	667 (3.1%)	▲ 99
17:01 ~ 18:00	7,316 (33.2%)	7,600 (35.5%)	▲ 284
18:01 ~ 18:30	5,333 (24.2%)	5,057 (23.6%)	276
18:31 ~ 19:00	7,442 (33.8%)	6,935 (32.4%)	507
19:01以降	1,366 (6.2%)	1,150 (5.4%)	216
計	22,025 (100.0%)	21,409 (100.0%)	616

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[26年:22,025]、[25年:21,409]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の開館状況

(か所)

開館状況	平成 26 年	平成 25 年	増減
土曜日 〔毎週開館以外〕	20,838 (94.4%) 〔3,619〕	20,271 (94.4%) 〔3,524〕	567 〔95〕
日曜日	1,683 (7.6%)	1,618 (7.5%)	65
夏休み等	21,813 (98.8%)	21,223 (98.8%)	590

注1:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

注2:[ ]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

12 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 26 年	平成 25 年	増減
1人	5,294 (44.3%)	4,872 (44.1%)	422
2人	3,023 (25.3%)	2,835 (25.7%)	188
3人	1,539 (12.9%)	1,482 (13.4%)	57
4人	866 (7.2%)	777 (7.0%)	89
5人以上	1,229 (10.3%)	1,084 (9.8%)	145
計	11,951 (100.0%)	11,050 (100.0%)	901

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、26年:54.1%、25年:51.4%である。

13 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 26 年	平成 25 年	増減
小学1年生	6,890 (24.8%)	6,195 (24.4%)	695
小学2年生	7,480 (26.9%)	6,626 (26.2%)	854
小学3年生	6,335 (22.8%)	5,867 (23.2%)	468
小学4年生	3,309 (11.9%)	3,043 (12.0%)	266
小学5年生	2,083 (7.5%)	1,985 (7.8%)	98
小学6年生	1,582 (5.7%)	1,487 (5.9%)	95
その他	97 (0.3%)	135 (0.5%)	▲ 38
計	27,776 (100.0%)	25,338 (100.0%)	2,438

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は26年:3.0%、25年:2.8%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 26 年	平成 25 年	増減
障害児受入の 定員無し	10,838 (90.7%)	9,946 (90.0%)	892
障害児受入の 定員有り	1,113 (9.3%)	1,104 (10.0%)	9
合計	11,951 (100.0%)	11,050 (100.0%)	901

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

15 利用できなかった児童のいるクラブ数の状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	1,753 (7.9%)	1,612 (7.5%)	141

注:利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

## 16 利用できなかった児童数の状況

(人)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
小学1年生	2,620 (26.3%) [56]	2,283 (26.3%) [51]	337 [5]
小学2年生	2,023 (20.3%) [34]	1,631 (18.8%) [18]	392 [16]
小学3年生	3,171 (31.9%) [39]	2,930 (33.7%) [29]	241 [10]
小学4年生	1,422 (14.3%) [29]	1,273 (14.7%) [26]	149 [3]
小学5年生	451 (4.5%) [16]	376 (4.3%) [12]	75 [4]
小学6年生	180 (1.8%) [6]	153 (1.8%) [6]	27 [0]
その他	78 (0.8%) [0]	43 (0.5%) [2]	35 [▲ 2]
計	9,945 (100.0%) [180]	8,689 (100.0%) [144]	1,256 [36]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

## 17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
4月1日より受入	21,374 (96.8%)	20,616 (96.0%)	758

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

## 18 クラブ専用部屋・専用スペースの有無

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
スペース有り	21,532 (97.5%)	20,899 (97.3%)	633

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

## 19 登録児童1人当たりの生活スペースの状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
1.65㎡以上	16,186 (73.3%)	16,160 (75.2%)	26

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

## 20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
スペース有り	14,510 (65.7%)	13,978 (65.1%)	532

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

## 21 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
1人	1,006 (4.6%)	1,064 (5.0%)	▲ 58
2人	4,160 (18.8%)	4,220 (19.6%)	▲ 60
3人	4,617 (20.9%)	4,569 (21.3%)	48
4人	4,193 (19.0%)	4,072 (19.0%)	121
5人以上	8,108 (36.7%)	7,557 (35.2%)	551
計	22,084 (100.0%)	21,482 (100.0%)	602

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

22 放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
保育士・幼稚園教諭	28,086 (29.8%)	27,364 (30.6%)	722
幼稚園以外の教諭	19,254 (20.4%)	18,278 (20.4%)	976
児童福祉経験有り	22,373 (23.7%)	18,011 (20.1%)	4,362
その他38条	2,849 (3.0%)	2,897 (3.2%)	▲ 48
資格なし	21,731 (23.0%)	22,936 (25.6%)	▲ 1,205
計	94,293 (100.0%)	89,486 (100.0%)	4,807

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。  
また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者。

23 保護者支援・連携の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
子どもの出欠確認等	21,972 (99.5%)	21,375 (99.5%)	597
保護者との日常的な 連絡・情報交換	21,729 (98.4%)	21,159 (98.5%)	570

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

24 学校等との連携の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
学校との情報交換	21,730 (98.4%)	21,151 (98.5%)	579
学校施設の利用	14,980 (67.8%)	14,318 (66.7%)	662
放課後子供教室 との連携	6,618 (30.0%)	6,402 (29.8%)	216

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

25 関係機関・地域との連携の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
保育所・幼稚園 との連携	14,780 (66.9%)	14,071 (65.5%)	709
医療・保健・福祉等 機関との連携	15,081 (68.3%)	14,589 (67.9%)	492

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

26 安全対策の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
事故・怪我防止と対応	21,086 (95.5%)	20,354 (94.7%)	732
衛生管理・感染症対応	20,133 (91.2%)	19,508 (90.8%)	625
防災・防犯計画や マニュアルの作成	18,736 (84.8%)	17,961 (83.6%)	775
定期的な避難訓練 の実施	17,273 (78.2%)	16,123 (75.1%)	1,150
来所・帰宅時の 安全確保チェックリストの作成	16,143 (73.1%)	15,587 (72.6%)	556
地域と連携した 来所・帰宅時の見守り	10,072 (45.6%)	9,775 (45.5%)	297

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

27 研修受講機会の提供の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
指導員の資質向上のための研修	21,584 (97.7%)	20,996 (97.7%)	588
障害児受入のための研修	19,107 (86.5%)	18,627 (86.7%)	480

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
自己点検の実施有り	19,267 (87.2%)	18,655 (86.8%)	612

注:( )内は全クラブ数(25年:22,084、24年:21,482)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
保護者への情報提供	21,770 (98.6%)	21,099 (98.2%)	671
地域への情報提供	15,265 (69.1%)	14,743 (68.6%)	522

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	19,386 (87.8%)	18,621 (86.7%)	765
苦情解決体制の整備	18,064 (81.8%)	17,360 (80.8%)	704

注:( )内は全クラブ数(26年:22,084、25年:21,482)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
策定済み	219 (13.7%)	219 (13.7%)	0
都道府県のガイドラインを活用	534 (33.4%)	538 (33.7%)	▲ 4
国のガイドラインを活用	741 (46.4%)	742 (46.5%)	▲ 1
対応無し	104 (6.5%)	96 (6.0%)	8
計	1,598 (100.0%)	1,595 (100.0%)	3

注:( )内はクラブ実施市町村数(26年:1,598、25年:1,595)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 26 年	平成 25 年	増減
点検・確認有り	1,269 (79.4%)	1,267 (79.4%)	2

注:( )内はクラブ実施市町村数(26年:1,598、25年:1,595)に対する割合である。

【参考】 小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内に放課後子供教室があるか所数

(か所)

実施場所	平成 26 年
学校の余裕教室	2,368 (20.3%)
学校敷地内専用施設	2,024 (17.4%)
計	4,392 (37.7%)

注1:毎年実施している調査とは別に、放課後児童クラブが小学校区毎のどこに設置されているかの調査を実施。

注2:「放課後子供教室」とは文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注3:( )内は小学校内で実施するクラブ数(26年:11,653)に対する割合である。

## 〔調査概要〕

(参考資料1)

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

### 3 調査の期日

平成26年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

### 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

#### (参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- 平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブも、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1つに位置づけられており、事業主からの拠出金財源や消費税財源を活用して、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

### 放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後														
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)														
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]														
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]														
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供														
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進														
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)														
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業量の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超については、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
保護者負担	事業主拠出金(国)		1/3													
	都道府県		1/3													
	市町村	1/3														
保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3														
	都道府県	1/3														
	市町村	1/3														

- 本年7月末に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに約30万人分を新たに整備することとしている。

### 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

**趣旨・目的**

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

---

**国全体の目標**

○ 平成31年度末までに  
■ 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)  
・ 新規開設分の約80%を小学校内で実施  
■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

**市町村及び都道府県の取組**

○ 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○ 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、  
・ 平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量  
・ 小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策  
などを記載し、計画的に整備  
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

**市町村及び都道府県の体制等**

○ 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化

○ 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

**学校施設を徹底活用した実施促進**

○ 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化  
・ 実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化  
・ 事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討  
・ 既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進  
・ 学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

**一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施**

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方  
・ 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- ▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

**放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施**

○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携  
・ 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討  
・ 現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	615	23,104
2	青森県	230	9,055
3	岩手県	261	10,168
4	宮城県	254	10,501
5	秋田県	189	8,012
6	山形県	276	11,462
7	福島県	289	11,394
8	茨城県	691	27,831
9	栃木県	410	14,966
10	群馬県	296	12,556
11	埼玉県	919	41,759
12	千葉県	718	28,210
13	東京都	1,748	89,327
14	神奈川県	359	16,253
15	新潟県	320	11,072
16	富山県	138	5,149
17	石川県	184	7,317
18	福井県	220	8,007
19	山梨県	217	8,624
20	長野県	325	16,569
21	岐阜県	285	10,924
22	静岡県	361	14,527
23	愛知県	680	28,039
24	三重県	309	11,189
25	滋賀県	216	9,621
26	京都府	268	10,289
27	大阪府	579	26,733
28	兵庫県	469	18,312
29	奈良県	196	8,519
30	和歌山県	115	3,766
31	鳥取県	145	5,637
32	島根県	206	6,845
33	岡山県	211	6,764
34	広島県	286	10,077
35	山口県	290	9,958
36	徳島県	148	5,922
37	香川県	130	5,088
38	愛媛県	172	6,594
39	高知県	66	2,706
40	福岡県	530	22,267
41	佐賀県	213	8,282
42	長崎県	229	9,238
43	熊本県	262	9,906
44	大分県	191	7,127
45	宮崎県	165	5,283
46	鹿児島県	288	9,974
47	沖縄県	282	11,107
都道府県合計		15,951	656,030

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	233	13,736
49	仙台市	161	7,699
50	さいたま市	191	8,219
51	千葉市	125	7,234
52	横浜市	307	12,028
53	川崎市	129	7,471
54	相模原市	113	4,785
55	新潟市	128	7,375
56	静岡市	90	3,575
57	浜松市	118	4,812
58	名古屋市	206	5,933
59	京都市	167	9,819
60	大阪市	142	3,948
61	堺市	91	7,126
62	神戸市	206	10,196
63	岡山市	127	5,270
64	広島市	184	6,692
65	北九州市	201	9,731
66	福岡市	253	12,619
67	熊本市	122	5,547
指定都市合計		3,294	153,815

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	47	1,583
69	旭川市	57	2,245
70	青森市	42	2,055
71	盛岡市	45	1,977
72	秋田市	40	1,354
73	郡山市	36	1,881
74	いわき市	45	2,114
75	宇都宮市	84	3,798
76	前橋市	51	2,535
77	高崎市	77	3,513
78	川越市	32	2,029
79	船橋市	78	4,298
80	柏市	54	2,318
81	横須賀市	54	1,570
82	富山市	84	6,530
83	金沢市	83	4,165
84	長野市	44	3,862
85	岐阜市	75	1,920
86	豊橋市	67	2,376
87	岡崎市	43	2,091
88	豊田市	84	2,733
89	大津市	60	2,501
90	豊中市	60	2,975
91	高槻市	61	2,678
92	枚方市	90	3,314
93	東大阪市	73	2,914
94	姫路市	91	3,560
95	尼崎市	48	2,056
96	西宮市	59	2,853
97	奈良市	72	3,003
98	和歌山市	73	2,359
99	倉敷市	87	4,031
100	福山市	100	4,255
101	下関市	47	1,791
102	高松市	86	3,403
103	松山市	69	3,223
104	高知市	71	3,378
105	久留米市	75	3,305
106	長崎市	99	4,567
107	大分市	84	3,281
108	宮崎市	51	2,869
109	鹿児島市	101	4,472
110	那覇市	60	2,872
中核市合計		2,839	126,607
総合計		22,084	936,452



放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	26年度	25年度	増減
1	北海道	615	609	6
2	青森県	230	228	2
3	岩手県	261	249	12
4	宮城県	254	246	8
5	秋田県	189	184	5
6	山形県	276	270	6
7	福島県	289	278	11
8	茨城県	691	665	26
9	栃木県	410	395	15
10	群馬県	296	291	5
11	埼玉県	919	899	20
12	千葉県	718	690	28
13	東京都	1,748	1,737	11
14	神奈川県	359	351	8
15	新潟県	320	314	6
16	富山県	138	131	7
17	石川県	184	180	4
18	福井県	220	219	1
19	山梨県	217	217	0
20	長野県	325	325	0
21	岐阜県	285	283	2
22	静岡県	361	357	4
23	愛知県	680	657	23
24	三重県	309	297	12
25	滋賀県	216	211	5
26	京都府	268	260	8
27	大阪府	579	568	11
28	兵庫県	469	457	12
29	奈良県	196	185	11
30	和歌山県	115	109	6
31	鳥取県	145	137	8
32	島根県	206	198	8
33	岡山県	211	208	3
34	広島県	286	286	0
35	山口県	290	284	6
36	徳島県	148	149	△ 1
37	香川県	130	127	3
38	愛媛県	172	167	5
39	高知県	66	66	0
40	福岡県	530	517	13
41	佐賀県	213	205	8
42	長崎県	229	221	8
43	熊本県	262	254	8
44	大分県	191	188	3
45	宮崎県	165	158	7
46	鹿児島県	288	266	22
47	沖縄県	282	258	24
都道府県合計		15,951	15,551	400

※平成26年度から「枚方市」が中核市となったため、平成25年度公表データ「大阪府」から枚方市のクラブ数（87クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	26年度	25年度	増減
48	札幌市	233	227	6
49	仙台市	161	149	12
50	さいたま市	191	182	9
51	千葉市	125	125	0
52	横浜市	307	295	12
53	川崎市	129	129	0
54	相模原市	113	104	9
55	新潟市	128	124	4
56	静岡市	90	90	0
57	浜松市	118	112	6
58	名古屋市	206	195	11
59	京都市	167	167	0
60	大阪市	142	152	△ 10
61	堺市	91	91	0
62	神戸市	206	202	4
63	岡山市	127	123	4
64	広島市	184	170	14
65	北九州市	201	197	4
66	福岡市	253	242	11
67	熊本市	122	118	4
指定都市合計		3,294	3,194	100

No.	中核市名	26年度	25年度	増減
68	函館市	47	47	0
69	旭川市	57	52	5
70	青森市	42	43	△ 1
71	盛岡市	45	44	1
72	秋田市	40	41	△ 1
73	郡山市	36	36	0
74	いわき市	45	44	1
75	宇都宮市	84	82	2
76	前橋市	51	48	3
77	高崎市	77	74	3
78	川越市	32	32	0
79	船橋市	78	76	2
80	柏市	54	51	3
81	横須賀市	54	53	1
82	富山市	84	82	2
83	金沢市	83	82	1
84	長野市	44	45	△ 1
85	岐阜市	75	70	5
86	豊橋市	67	65	2
87	岡崎市	43	43	0
88	豊田市	84	66	18
89	大津市	60	60	0
90	豊中市	60	56	4
91	高槻市	61	59	2
92	枚方市	90	87	3
93	東大阪市	73	73	0
94	姫路市	91	87	4
95	尼崎市	48	48	0
96	西宮市	59	58	1
97	奈良市	72	69	3
98	和歌山市	73	73	0
99	倉敷市	87	84	3
100	福山市	100	99	1
101	下関市	47	47	0
102	高松市	86	84	2
103	松山市	69	64	5
104	高知市	71	68	3
105	久留米市	75	69	6
106	長崎市	99	97	2
107	大分市	84	83	1
108	宮崎市	51	50	1
109	鹿児島市	101	98	3
110	那覇市	60	48	12
中核市合計		2,839	2,737	102
総合計		22,084	21,482	602

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	26年度	25年度	増減
1	北海道	23,104	22,281	823
2	青森県	9,055	8,913	142
3	岩手県	10,168	9,497	671
4	宮城県	10,501	9,557	944
5	秋田県	8,012	7,683	329
6	山形県	11,462	10,563	899
7	福島県	11,394	10,906	488
8	茨城県	27,831	25,977	1,854
9	栃木県	14,966	14,357	609
10	群馬県	12,556	12,233	323
11	埼玉県	41,759	39,999	1,760
12	千葉県	28,210	26,342	1,868
13	東京都	89,327	86,835	2,492
14	神奈川県	16,253	15,428	825
15	新潟県	11,072	10,376	696
16	富山県	5,149	4,925	224
17	石川県	7,317	6,854	463
18	福井県	8,007	7,509	498
19	山梨県	8,624	8,571	53
20	長野県	16,569	16,015	554
21	岐阜県	10,924	10,347	577
22	静岡県	14,527	13,772	755
23	愛知県	28,039	26,354	1,685
24	三重県	11,189	10,355	834
25	滋賀県	9,621	9,002	619
26	京都府	10,289	9,487	802
27	大阪府	26,733	25,513	1,220
28	兵庫県	18,312	16,800	1,512
29	奈良県	8,519	7,847	672
30	和歌山県	3,766	3,536	230
31	鳥取県	5,637	5,177	460
32	島根県	6,845	6,218	627
33	岡山県	6,764	6,492	272
34	広島県	10,077	9,863	214
35	山口県	9,958	9,584	374
36	徳島県	5,922	5,977	△ 55
37	香川県	5,088	5,053	35
38	愛媛県	6,594	6,323	271
39	高知県	2,706	2,663	43
40	福岡県	22,267	20,606	1,661
41	佐賀県	8,282	7,812	470
42	長崎県	9,238	8,771	467
43	熊本県	9,906	9,301	605
44	大分県	7,127	6,816	311
45	宮崎県	5,283	4,939	344
46	鹿児島県	9,974	9,112	862
47	沖縄県	11,107	10,044	1,063
都道府県合計		656,030	622,585	33,445

※平成26年度から「枚方市」が中核市となったため、平成25年度公表データ「大阪府」から枚方市の児童数（3,109人）を減算している。

No.	指定都市名	26年度	25年度	増減
48	札幌市	13,736	12,659	1,077
49	仙台市	7,699	6,996	703
50	さいたま市	8,219	7,679	540
51	千葉市	7,234	6,909	325
52	横浜市	12,028	11,740	288
53	川崎市	7,471	6,854	617
54	相模原市	4,785	4,503	282
55	新潟市	7,375	6,841	534
56	静岡市	3,575	3,494	81
57	浜松市	4,812	4,553	259
58	名古屋市	5,933	5,417	516
59	京都市	9,819	9,238	581
60	大阪市	3,948	4,784	△ 836
61	堺市	7,126	7,186	△ 60
62	神戸市	10,196	9,644	552
63	岡山市	5,270	4,582	688
64	広島市	6,692	6,424	268
65	北九州市	9,731	9,292	439
66	福岡市	12,619	11,820	799
67	熊本市	5,547	5,210	337
指定都市合計		153,815	145,825	7,990

No.	中核市名	26年度	25年度	増減
68	函館市	1,583	1,566	17
69	旭川市	2,245	2,063	182
70	青森市	2,055	2,048	7
71	盛岡市	1,977	1,848	129
72	秋田市	1,354	1,364	△ 10
73	郡山市	1,881	1,758	123
74	いわき市	2,114	2,031	83
75	宇都宮市	3,798	3,684	114
76	前橋市	2,535	2,271	264
77	高崎市	3,513	3,429	84
78	川越市	2,029	1,979	50
79	船橋市	4,298	4,069	229
80	柏市	2,318	2,114	204
81	横須賀市	1,570	1,542	28
82	富山市	6,530	6,967	△ 437
83	金沢市	4,165	3,924	241
84	長野市	3,862	3,890	△ 28
85	岐阜市	1,920	1,842	78
86	豊橋市	2,376	2,289	87
87	岡崎市	2,091	2,047	44
88	豊田市	2,733	2,299	434
89	大津市	2,501	2,325	176
90	豊中市	2,975	2,854	121
91	高槻市	2,678	2,518	160
92	枚方市	3,314	3,109	205
93	東大阪市	2,914	2,866	48
94	姫路市	3,560	3,330	230
95	尼崎市	2,056	2,190	△ 134
96	西宮市	2,853	2,688	165
97	奈良市	3,003	2,863	140
98	和歌山市	2,359	2,201	158
99	倉敷市	4,031	3,879	152
100	福山市	4,255	3,955	300
101	下関市	1,791	1,719	72
102	高松市	3,403	3,335	68
103	松山市	3,223	2,873	350
104	高知市	3,378	3,422	△ 44
105	久留米市	3,305	3,138	167
106	長崎市	4,567	4,377	190
107	大分市	3,281	2,993	288
108	宮崎市	2,869	2,498	371
109	鹿児島市	4,472	4,201	271
110	那覇市	2,872	2,437	435
中核市合計		126,607	120,795	5,812
総合計		936,452	889,205	47,247

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	150	29	179	29.1%
2	青森県	65	23	88	38.3%
3	岩手県	38	53	91	34.9%
4	宮城県	66	38	104	40.9%
5	秋田県	68	7	75	39.7%
6	山形県	62	17	79	28.6%
7	福島県	73	21	94	32.5%
8	茨城県	312	147	459	66.4%
9	栃木県	81	69	150	36.6%
10	群馬県	46	47	93	31.4%
11	埼玉県	252	318	570	62.0%
12	千葉県	297	199	496	69.1%
13	東京都	510	357	867	49.6%
14	神奈川県	136	39	175	48.7%
15	新潟県	118	45	163	50.9%
16	富山県	48	24	72	52.2%
17	石川県	39	18	57	31.0%
18	福井県	39	5	44	20.0%
19	山梨県	27	32	59	27.2%
20	長野県	70	55	125	38.5%
21	岐阜県	147	60	207	72.6%
22	静岡県	131	114	245	67.9%
23	愛知県	168	142	310	45.6%
24	三重県	24	81	105	34.0%
25	滋賀県	55	60	115	53.2%
26	京都府	92	103	195	72.8%
27	大阪府	337	212	549	94.8%
28	兵庫県	212	127	339	72.3%
29	奈良県	52	71	123	62.8%
30	和歌山県	34	30	64	55.7%
31	鳥取県	47	23	70	48.3%
32	島根県	45	45	90	43.7%
33	岡山県	64	40	104	49.3%
34	広島県	111	72	183	64.0%
35	山口県	88	81	169	58.3%
36	徳島県	28	34	62	41.9%
37	香川県	43	29	72	55.4%
38	愛媛県	67	45	112	65.1%
39	高知県	16	29	45	68.2%
40	福岡県	136	246	382	72.1%
41	佐賀県	93	78	171	80.3%
42	長崎県	8	31	39	17.0%
43	熊本県	22	72	94	35.9%
44	大分県	34	41	75	39.3%
45	宮崎県	40	8	48	29.1%
46	鹿児島県	30	24	54	18.8%
47	沖縄県	5	8	13	4.6%
都道府県合計	4,626	3,449	8,075	50.6%	

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	86	0	86	36.9%
49	仙台市	19	1	20	12.4%
50	さいたま市	30	31	61	31.9%
51	千葉市	31	47	78	62.4%
52	横浜市	87	4	91	29.6%
53	川崎市	43	71	114	88.4%
54	相模原市	28	27	55	48.7%
55	新潟市	22	39	61	47.7%
56	静岡市	42	31	73	81.1%
57	浜松市	39	43	82	69.5%
58	名古屋市	24	3	27	13.1%
59	京都市	16	6	22	13.2%
60	大阪市	37	0	37	26.1%
61	堺市	74	14	88	96.7%
62	神戸市	38	3	41	19.9%
63	岡山市	22	85	107	84.3%
64	広島市	26	38	64	34.8%
65	北九州市	18	118	136	67.7%
66	福岡市	46	205	251	99.2%
67	熊本市	14	83	97	79.5%
指定都市合計	742	849	1,591	48.3%	

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	12	1	13	27.7%
69	旭川市	28	18	46	80.7%
70	青森市	21	1	22	52.4%
71	盛岡市	5	2	7	15.6%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	18	13	31	86.1%
74	いわき市	8	14	22	48.9%
75	宇都宮市	24	48	72	85.7%
76	前橋市	6	16	22	43.1%
77	高崎市	6	46	52	67.5%
78	川越市	21	11	32	100.0%
79	船橋市	32	40	72	92.3%
80	柏市	9	42	51	94.4%
81	横須賀市	15	0	15	27.8%
82	富山市	24	25	49	58.3%
83	金沢市	11	4	15	18.1%
84	長野市	0	0	0	0.0%
85	岐阜市	64	0	64	85.3%
86	豊橋市	9	15	24	35.8%
87	岡崎市	1	3	4	9.3%
88	豊田市	36	45	81	96.4%
89	大津市	10	24	34	56.7%
90	豊中市	51	9	60	100.0%
91	高槻市	29	30	59	96.7%
92	枚方市	17	71	88	97.8%
93	東大阪市	35	35	70	95.9%
94	姫路市	5	73	78	85.7%
95	尼崎市	12	35	47	97.9%
96	西宮市	1	55	56	94.9%
97	奈良市	14	53	67	93.1%
98	和歌山市	50	8	58	79.5%
99	倉敷市	27	43	70	80.5%
100	福山市	58	37	95	95.0%
101	下関市	34	8	42	89.4%
102	高松市	22	49	71	82.6%
103	松山市	14	37	51	73.9%
104	高知市	35	34	69	97.2%
105	久留米市	3	64	67	89.3%
106	長崎市	19	24	43	43.4%
107	大分市	10	63	73	86.9%
108	宮崎市	15	22	37	72.5%
109	鹿児島市	18	22	40	39.6%
110	那覇市	9	9	18	30.0%
中核市合計	838	1,149	1,987	70.0%	
総合計	6,206	5,447	11,653	52.8%	

（平成26年5月1日 育成環境課調べ）

利用できなかった児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

(単位：人)

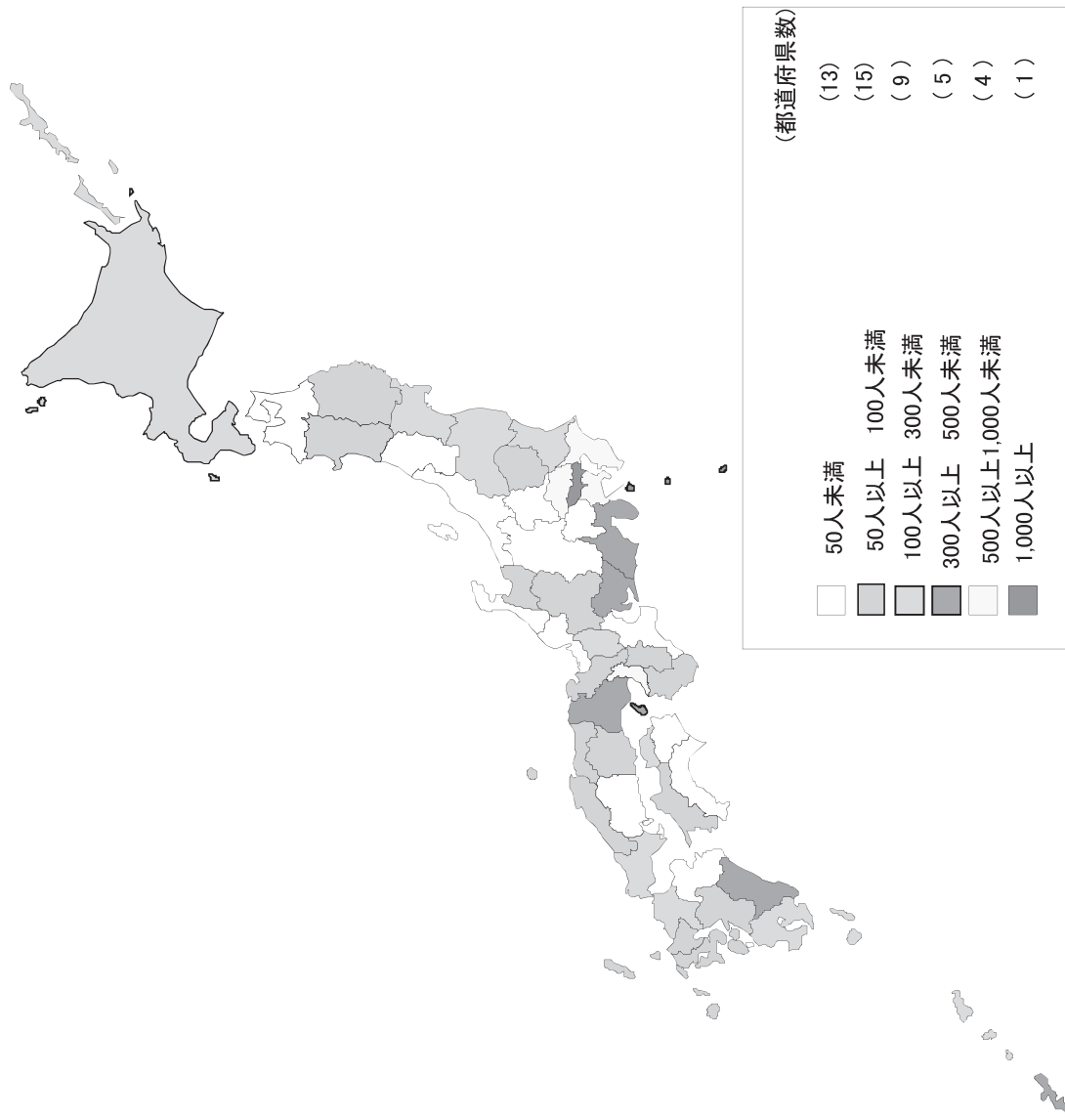
No.	都道府県名	26年度	25年度	増減
1	北海道	78	99	△ 21
2	青森県	2	6	△ 4
3	岩手県	25	27	△ 2
4	宮城県	159	74	85
5	秋田県	61	13	48
6	山形県	8	21	△ 13
7	福島県	149	103	46
8	茨城県	183	240	△ 57
9	栃木県	66	71	△ 5
10	群馬県	7	14	△ 7
11	埼玉県	486	549	△ 63
12	千葉県	395	323	72
13	東京都	1,717	1,753	△ 36
14	神奈川県	377	228	149
15	新潟県	4	18	△ 14
16	富山県	0	0	0
17	石川県	7	6	1
18	福井県	0	76	△ 76
19	山梨県	30	17	13
20	長野県	0	31	△ 31
21	岐阜県	82	59	23
22	静岡県	144	154	△ 10
23	愛知県	300	498	△ 198
24	三重県	2	1	1
25	滋賀県	116	60	56
26	京都府	85	52	33
27	大阪府	476	302	174
28	兵庫県	213	160	53
29	奈良県	82	38	44
30	和歌山県	46	21	25
31	鳥取県	69	66	3
32	島根県	68	70	△ 2
33	岡山県	36	16	20
34	広島県	18	12	6
35	山口県	174	47	127
36	徳島県	5	4	1
37	香川県	0	0	0
38	愛媛県	77	21	56
39	高知県	39	36	3
40	福岡県	133	187	△ 54
41	佐賀県	88	93	△ 5
42	長崎県	89	28	61
43	熊本県	68	47	21
44	大分県	4	21	△ 17
45	宮崎県	149	93	56
46	鹿児島県	75	61	14
47	沖縄県	293	203	90
都道府県合計		6,685	6,019	666

※平成26年度から「枚方市」が中核市となったため、平成25年度公表データ「大阪府」から枚方市の児童数（4人）を減算する。

No.	指定都市名	26年度	25年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	122	25	97
50	さいたま市	379	428	△ 49
51	千葉市	201	276	△ 75
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	10	△ 10
54	相模原市	199	207	△ 8
55	新潟市	8	6	2
56	静岡市	137	112	25
57	浜松市	120	95	25
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	169	109	60
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	31	30	1
64	広島市	25	8	17
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	8	△ 8
指定都市合計		1,391	1,314	77

No.	中核市名	26年度	25年度	増減
68	函館市	1	0	1
69	旭川市	100	96	4
70	青森市	0	1	△ 1
71	盛岡市	40	28	12
72	秋田市	6	5	1
73	郡山市	0	0	0
74	いわき市	10	26	△ 16
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	3	2	1
77	高崎市	2	3	△ 1
78	川越市	0	0	0
79	船橋市	334	238	96
80	柏市	36	26	10
81	横須賀市	28	10	18
82	富山市	63	56	7
83	金沢市	0	0	0
84	長野市	21	3	18
85	岐阜市	7	22	△ 15
86	豊橋市	67	21	46
87	岡崎市	91	48	43
88	豊田市	0	0	0
89	大津市	0	0	0
90	豊中市	0	0	0
91	高槻市	49	56	△ 7
92	枚方市	4	4	0
93	東大阪市	62	58	4
94	姫路市	64	32	32
95	尼崎市	179	144	35
96	西宮市	10	3	7
97	奈良市	5	0	5
98	和歌山市	43	30	13
99	倉敷市	25	2	23
100	福山市	0	0	0
101	下関市	0	0	0
102	高松市	140	112	28
103	松山市	0	0	0
104	高知市	8	4	4
105	久留米市	0	0	0
106	長崎市	10	16	△ 6
107	大分市	29	18	11
108	宮崎市	178	145	33
109	鹿児島市	171	92	79
110	那覇市	83	55	28
中核市合計		1,869	1,356	513
総合計		9,945	8,689	1,256

平成26年5月1日 利用できなかつた児童マップ (都道府県別)



都道府県	利用できなかつた児童数 人
北海道	179
青森県	2
岩手県	65
宮城県	281
秋田県	67
山形県	8
福島県	159
茨城県	183
栃木県	66
群馬県	12
埼玉県	865
千葉県	966
東京都	1,717
神奈川県	604
新潟県	12
富山県	63
石川県	7
福井県	0
山梨県	30
長野県	21
岐阜県	89
静岡県	401
愛知県	458
三重県	2
滋賀県	116
京都府	85
大阪府	760
兵庫県	466
奈良県	87
和歌山県	89
鳥取県	69
島根県	68
岡山県	92
広島県	43
山口県	174
徳島県	5
香川県	140
愛媛県	77
高知県	47
福岡県	133
佐賀県	88
長崎県	99
熊本県	68
大分県	33
宮崎県	327
鹿児島県	246
沖縄県	376
計	9,945

注:各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

利用できなかった児童がいるクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

(単位：か所)

No.	都道府県名	26年度	25年度	増減
1	北海道	23	26	△ 3
2	青森県	2	1	1
3	岩手県	5	6	△ 1
4	宮城県	26	16	10
5	秋田県	14	8	6
6	山形県	4	6	△ 2
7	福島県	28	21	7
8	茨城県	48	55	△ 7
9	栃木県	13	16	△ 3
10	群馬県	3	5	△ 2
11	埼玉県	73	90	△ 17
12	千葉県	69	61	8
13	東京都	296	288	8
14	神奈川県	53	36	17
15	新潟県	1	6	△ 5
16	富山県	0	0	0
17	石川県	1	1	0
18	福井県	0	7	△ 7
19	山梨県	12	5	7
20	長野県	0	6	△ 6
21	岐阜県	20	15	5
22	静岡県	39	44	△ 5
23	愛知県	63	75	△ 12
24	三重県	1	1	0
25	滋賀県	22	14	8
26	京都府	20	15	5
27	大阪府	100	59	41
28	兵庫県	37	37	0
29	奈良県	14	11	3
30	和歌山県	13	9	4
31	鳥取県	16	14	2
32	島根県	13	9	4
33	岡山県	9	5	4
34	広島県	9	6	3
35	山口県	27	12	15
36	徳島県	1	1	0
37	香川県	0	0	0
38	愛媛県	9	6	3
39	高知県	8	4	4
40	福岡県	28	34	△ 6
41	佐賀県	17	17	0
42	長崎県	11	5	6
43	熊本県	13	8	5
44	大分県	2	3	△ 1
45	宮崎県	15	18	△ 3
46	鹿児島県	15	14	1
47	沖縄県	40	31	9
都道府県合計		1,233	1,127	106

※平成26年度から「枚方市」が中核市となったため、平成25年度公表データ「大阪府」から枚方市のクラブ数（2か所）を減算する。

No.	指定都市名	26年度	25年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	10	5	5
50	さいたま市	54	54	0
51	千葉市	51	59	△ 8
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	2	△ 2
54	相模原市	25	41	△ 16
55	新潟市	2	4	△ 2
56	静岡市	28	22	6
57	浜松市	35	25	10
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	24	16	8
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	8	11	△ 3
64	広島市	2	2	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	2	△ 2
指定都市合計		239	243	△ 4

No.	中核市名	26年度	25年度	増減
68	函館市	1	0	1
69	旭川市	13	12	1
70	青森市	0	1	△ 1
71	盛岡市	10	6	4
72	秋田市	2	2	0
73	郡山市	0	0	0
74	いわき市	4	7	△ 3
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	2	2	0
77	高崎市	1	1	0
78	川越市	0	0	0
79	船橋市	30	25	5
80	柏市	16	9	7
81	横須賀市	10	5	5
82	富山市	13	9	4
83	金沢市	0	0	0
84	長野市	3	2	1
85	岐阜市	3	7	△ 4
86	豊橋市	11	8	3
87	岡崎市	10	7	3
88	豊田市	0	0	0
89	大津市	0	0	0
90	豊中市	0	0	0
91	高槻市	3	4	△ 1
92	枚方市	2	2	0
93	東大阪市	5	7	△ 2
94	姫路市	11	10	1
95	尼崎市	17	17	0
96	西宮市	4	1	3
97	奈良市	1	0	1
98	和歌山市	9	8	1
99	倉敷市	4	2	2
100	福山市	0	0	0
101	下関市	0	0	0
102	高松市	24	22	2
103	松山市	0	0	0
104	高知市	3	2	1
105	久留米市	0	0	0
106	長崎市	5	5	0
107	大分市	6	5	1
108	宮崎市	25	27	△ 2
109	鹿児島市	21	13	8
110	那覇市	12	14	△ 2
中核市合計		281	242	39
総合計		1,753	1,612	141

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

## 【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

## 【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円

※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

○運営費等

(原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助)

- ・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円〔総事業費741.2万円〕)
- ・学校の余剰教室等を改修する場合(基準額:700万円)・備品購入のみの場合(基準額:100万円)

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】  
放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

【質の向上事項(※全額消費税財源を活用)】

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

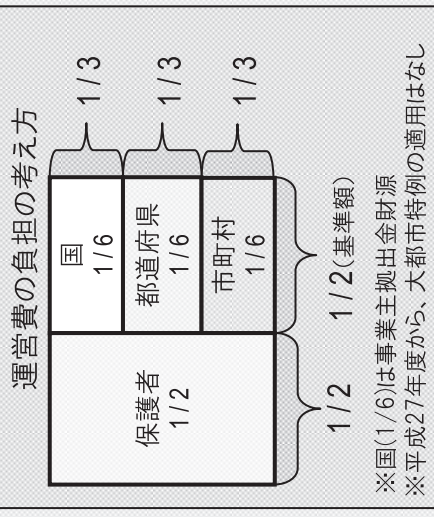
○整備費

・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

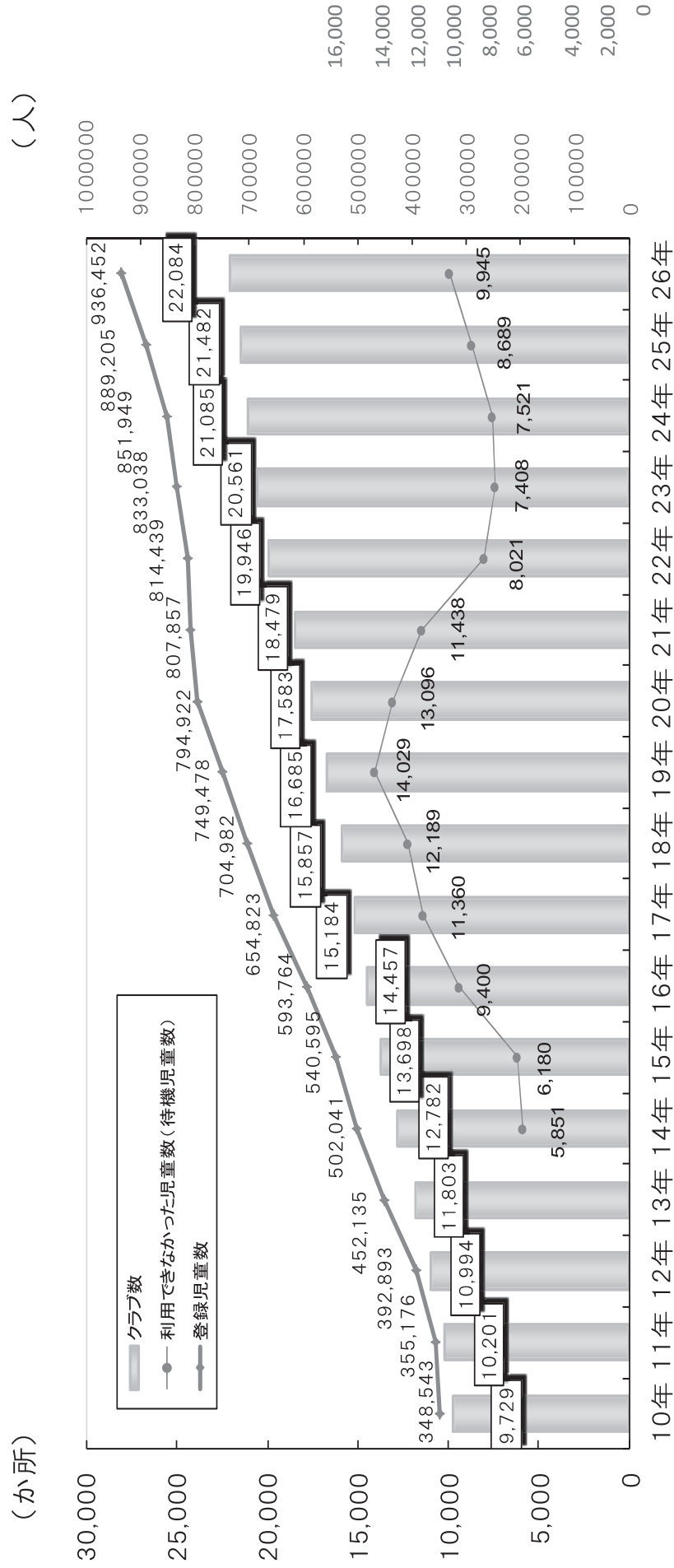
学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設



# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成26年では、クラブ数は2万2,084か所、登録児童数は93万6,452人と過去最高を更新し、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.3倍、児童数は約2.7倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、9,945人(最大の19年に比べて約7割)となった。

[参考: クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境課調)

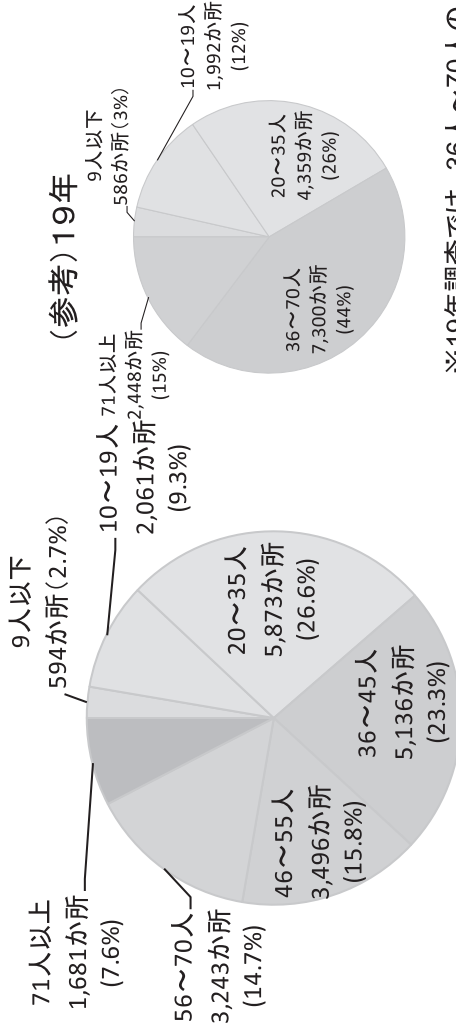


# 放課後児童クラブの現状

※平成26年5月1日現在（育成環境課調）

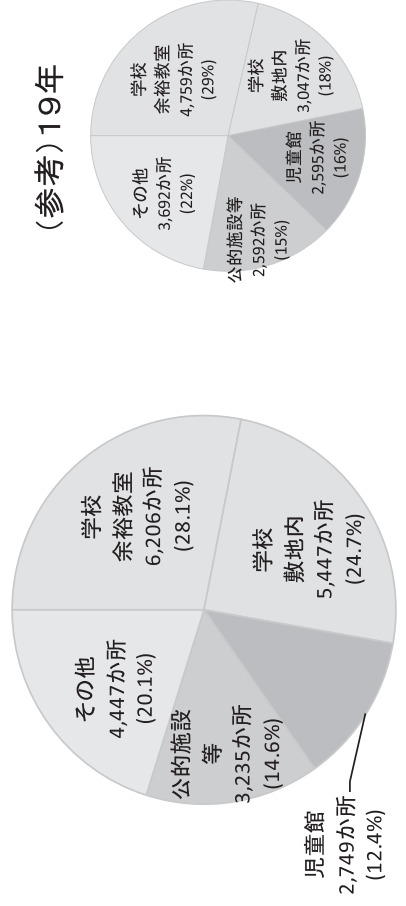
## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約62%を占める。



## ○設置場所の状況

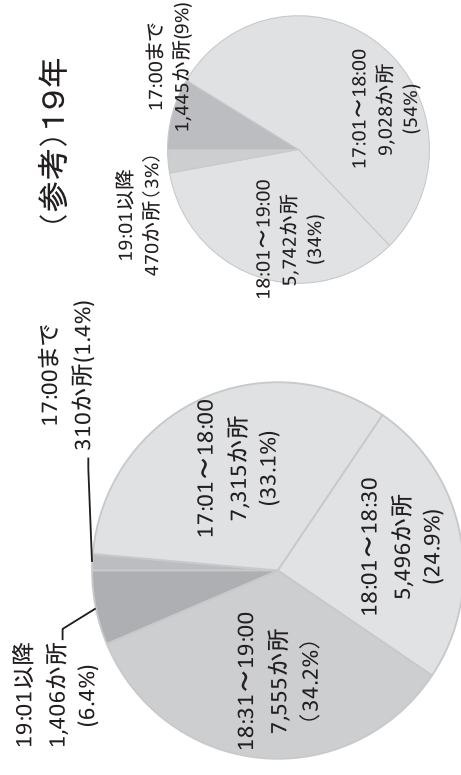
設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人～70人の内訳は把握していない

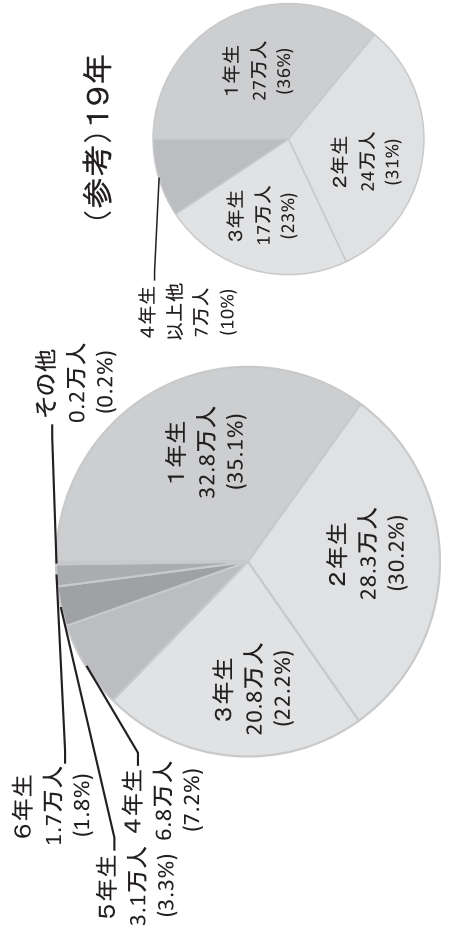
## ○終了時刻の状況（平日）

18時を超えて開所しているクラブが全体の約65%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約87%を占める。





## 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の概要

### 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

### 研修内容等

事項	主 体	内 容
実施主体	都道府県	都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
実施内容		
定員		1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等		研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等		1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材		研修カリキュラムを適切に実施する上で適宜なものを使用
科目の一部免除		既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。 ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計4科目）

科目の一部免除  
(続き)

- ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者  
「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)
- ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者  
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)

【免除の考え方】

○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されていることを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。

既修了科目の  
取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等はやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。

修了評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があるが、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。

受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

## 実施手続

受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをすに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したこと等の申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項

主

な

内

容

研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。

費用

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。  
 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「都道府県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱(仮称)」として都道府県にお示しする予定としている。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑬	講義・演習⑯	
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑭	講義・演習⑰	
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑰
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

## 放課後児童支援員の都道府県認定資格研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)	都道府県名	放課後児童指導員数 (※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数 (単位：日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)
			1回あたり4日間で実施する 場合	1回あたり6日間で実施する 場合	1回あたり8日間で実施する 場合					1回あたり4日間で実施する 場合	1回あたり6日間で実施する 場合	1回あたり8日間で実施する 場合	
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	1,380	3	12	18	24	3
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	1,434	3	12	18	24	3
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	4,753	10	40	60	80	5
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	3,792	8	32	48	64	4
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	3	12	18	24	2
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	2	8	12	16	2
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	2	8	12	16	2
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	3	12	18	24	3
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	5	20	30	40	3
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	32	2
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	24	3
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	16	2
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	24	2
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	32	3
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数 (H26.5.1現在) には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。



## 【参考2】

### ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄) (職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認め

## 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

## 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

## 2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

## 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

## 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

## 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

## 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)

# 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム(案)の概要

## 目的:

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の修了証等の作成及び認定者名簿の作成、管理等を行う。

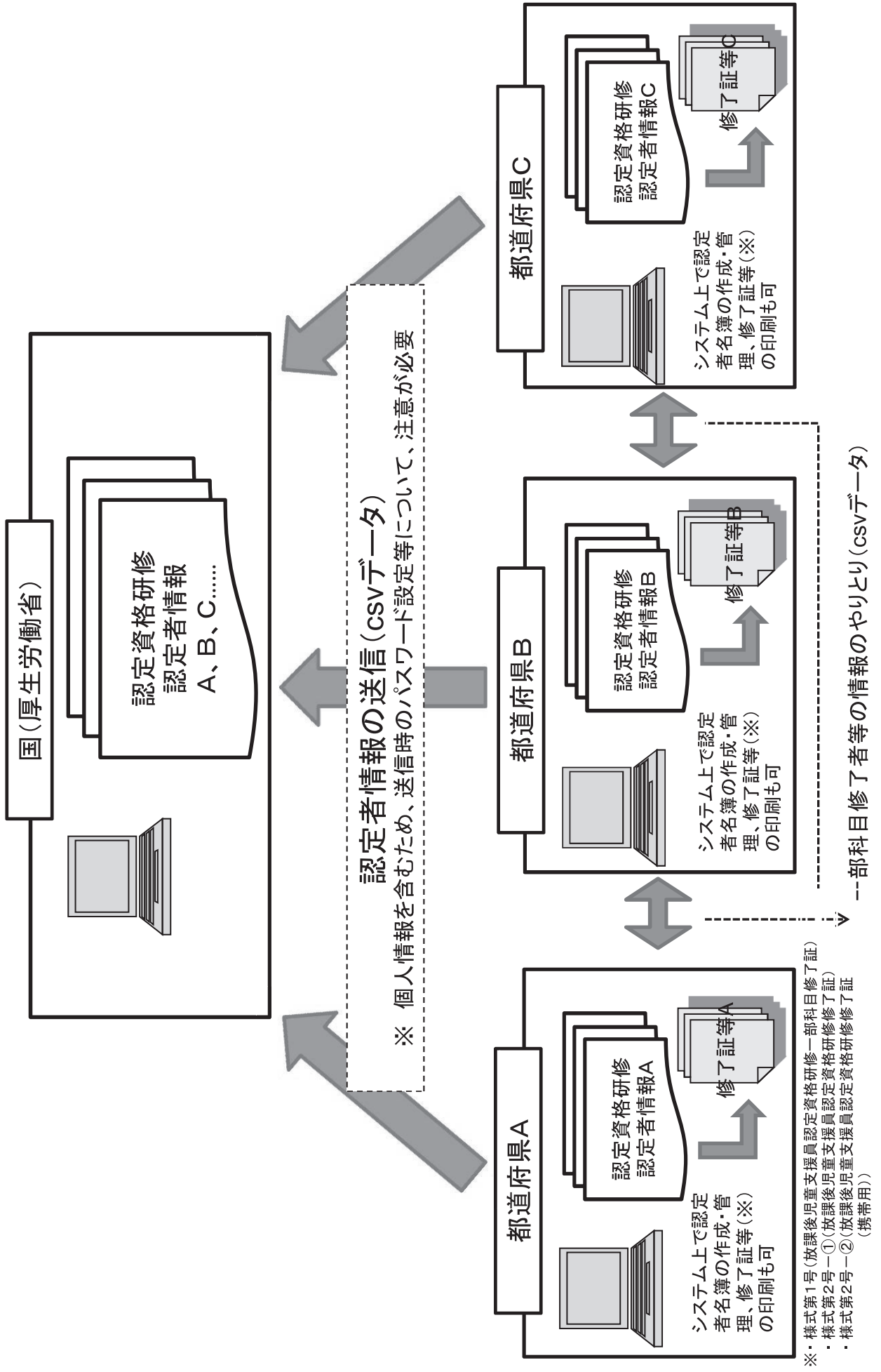
## システムの仕様:

Microsoft Access ACCDE Database 2007 (.accde)

## 機能:

- 1 都道府県認定資格研修を修了したと認められる者の情報(氏名、生年月日、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、
  - ・「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)
  - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号-①)
  - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号-②)の作成を行う。
- 2 都道府県認定資格研修の認定者情報(氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、認定者名簿の作成、管理を行う。
- 3 認定者情報を、CSVデータ化することにより、厚生労働省及び他の都道府県への送付を可能とする。  
※ 厚生労働省への認定者情報の報告及び都道府県間の一部科目修了者の情報提供を行う。

# 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム(案)



※・様式第1号(放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証)  
 ・様式第2号-①(放課後児童支援員認定資格研修修了証)  
 ・様式第2号-②(放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用))

# 都道府県認定資格研修 認定者名簿イメージ(案)

No	都道府県	氏名	生年月日	現住所			連絡先			修了年月日	修了証番号
				郵便番号	住所	電話番号	郵便番号	住所	電話番号		
1	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
2	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
3	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
4	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXXXX
4-2	〇〇県	△△〇〇	X.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県△△市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県△△市……	XXX-XXXX	X.XX.XX	XXXXXXXX
.											
.											
.											

名簿に記載された内容(氏名、現住所、または連絡先)に変更があった場合  
 ⇒P3変更事由に「1」を入力すると「4-2」の行が生成される。(同時に4は網掛けになる)

# 都道府県認定資格研修 認定者名簿イメージ(案)

一部科目終了状況 ※終了年月日入力																取消事由			備考	CSV 出力						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	有無		年月日		内容						
																有	無	有	無							

「変更事由」「取消事由」があれば、有無欄に「1」を記入  
※取消欄に「1」が入れば網掛け

※科目名

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容</li> <li>② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護</li> <li>③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ</li> <li>④ 子どもの発達理解</li> <li>⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達</li> <li>⑥ 障害のある子どもの理解</li> <li>⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解</li> <li>⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 子どもの遊びの理解と支援</li> <li>⑩ 障害のある子どもの育成支援</li> <li>⑪ 保護者との連携・協力と相談支援</li> <li>⑫ 学校・地域との連携</li> <li>⑬ 子どもの生活面における対応</li> <li>⑭ 安全対策・緊急時対応</li> <li>⑮ 放課後児童支援員の仕事内容</li> <li>⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理</li> </ul> |
|--|---|

## 放課後児童健全育成事業を行う事業者の届出について

### 概要

児童福祉法の改正(平成24年8月)により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。

(※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる。)

### 届出の内容

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第17号)に基づき、あらかじめ届け出る事項は以下のとおりである。

#### 【事業開始の届出】

- 1 事業の種類及び内容、 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 定款その他の基本約款、 4 運営規程、 5 職員の定数及び職務の内容、 6 主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地、 8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面、 9 事業開始の予定年月日

※上記の届出を行う事業者は、収支予算書及び事業計画書についても提出(インターネットで閲覧できる場合を除く)。

✓ 上記事項の内容が変更になった場合、一ヶ月以内に届け出ることが必要。

※ なお、平成27年4月1日現在、現に事業を行っている者については、6月30日までに届け出る必要がある。

#### 【事業の廃止・休止の届出】

- 1 廃止又は休止しようとする年月日、 2 廃止又は休止の理由、 3 現に便宜を受けている児童に対する措置、
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

届出の様式については、「放課後児童健全育成事業の届出について」(厚生労働省育成環境課課長通知)において様式例としてお示したところ。

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント①

### 策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならぬこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

### 策定及び見直しの3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る



## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント②

### 運営指針（案）の4つのポイント【現行ガイドラインとの相違点】

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の間わりを大切に育て育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する点など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針（案）」を策定した。  
委員会等のメンバーは、以下のとおり。

氏名	所 属	氏 名	所 属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	母子自立支援員・婦人相談員	○野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	千葉県浦安市子ども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校校長
◎柏女 壺峰	有限会社エムアムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長 東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	<事務局> 山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

# 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要①

## 運営指針（案）の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

## 第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

## 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

## 第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

## 第5章 学校及び地域との連携

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要②

### 運営指針（案）の主な内容

#### 第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う必要がある。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
  - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
  - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
  - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

#### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子ども達の発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。
  - ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
  - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
  - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
  - ④ 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
  - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
  - ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
  - ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
  - ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
  - ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

### 第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

### 第5章 学校及び地域との連携

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

## 「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

# 放課後児童クラブ運営指針（案）

## 1. 放課後児童クラブ運営指針（案）の目次構成

### 第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### 第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

### 第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 2. 放課後児童クラブ運営指針（案）

### 第1章 総則

#### 1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

#### 2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

##### (2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも

必要である。

### (3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

### 1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が



加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

## 2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

## 3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

### (1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

### (2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みにつ

いても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

### (3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

## 4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

## 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

### (1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

○ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在にな

れるように心掛ける。

- 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳～10歳の子どもの配慮

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね11歳～12歳の子どもの配慮

- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にできるようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にす。
- 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- (3) 子ども達の発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の

援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
  - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
  - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
  - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
  - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
  - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
  - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
  - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
  - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
  - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
  - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
  - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
  - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
  - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
  - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
  - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
  - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
  - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子供達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
  - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
  - ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作

成して定期的に訓練を行う。

- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
- ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
  - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

## 2. 障害のある子どもへの対応

### (1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

### 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

#### (1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

#### (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

#### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

### 4. 保護者との連携

#### (1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

#### (2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

#### (3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 父母の会等の保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

## 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### (1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

### (2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### 1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の様子が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。



- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

## 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

## 3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

## 4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

## 5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
  - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
  - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
  - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
  - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
  - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
  - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

## 6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

## 7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

## 第5章 学校及び地域との関係

### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

### 2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等と子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

### 3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
  - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
  - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
  - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

## (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 1. 施設及び設備

#### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
  - 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
  - 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
  - 守秘義務を遵守する。
  - 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
  - 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
  - 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
  - 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

## 3. 事業内容向上への取り組み

### (1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

### (2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

## 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを旨指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

### 1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】

#### (1) 量的拡充

- ① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]
- ② 補助対象の拡大等

ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)

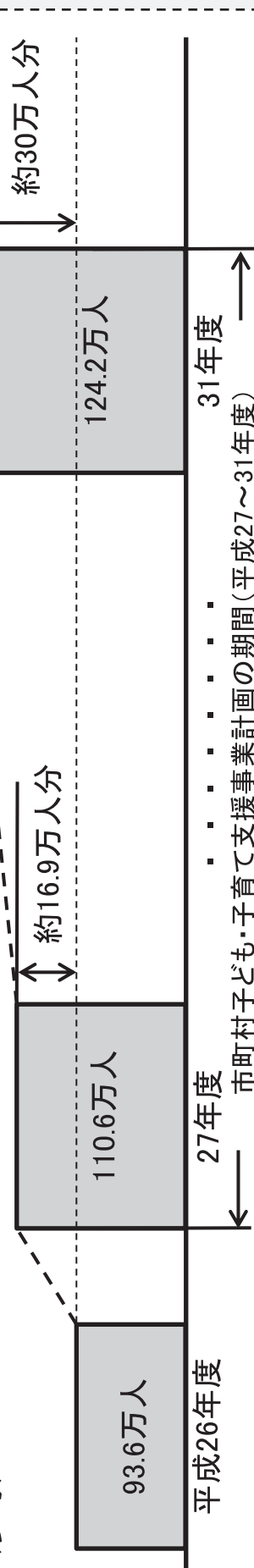
(※) 山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。

(参考)



(※) 平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値



#### ④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

##### ア 放課後子ども環境整備事業の充実

##### 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7. 1億円【拡充】

###### (ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

##### 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3. 9億円【拡充】

###### (ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

##### イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2. 6億円【新規】

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,080千円

##### ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4. 2億円【新規】

###### (ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

## (2) 質の向上

### ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業 42.9億円【継続・拡充】

#### (ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするため必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1,539千円 (ii) 2,831千円

### ② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,712千円

### ③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 532千円

## 2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金：内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づき市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人
- (3) 補助率：1／3(大都市特例なし)  
〔 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3  
 国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3 〕

### (4) 平成27年度予算(案)における改正内容

- ① 対象か所数の増  
319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))
- ② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ  
創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))
- ③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の創設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)
  - 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。
  - 学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))
- ④ 補助対象事業者  
社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

### 3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

#### (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

##### ① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体: 都道府県

③ 補助基準額(案): 1回当たり 810千円

④ 補助率: 国1/2、都道府県1/2

⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

#### (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

##### ① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額(案): 1か所当たり 1,424千円

④ 補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

⑤ その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

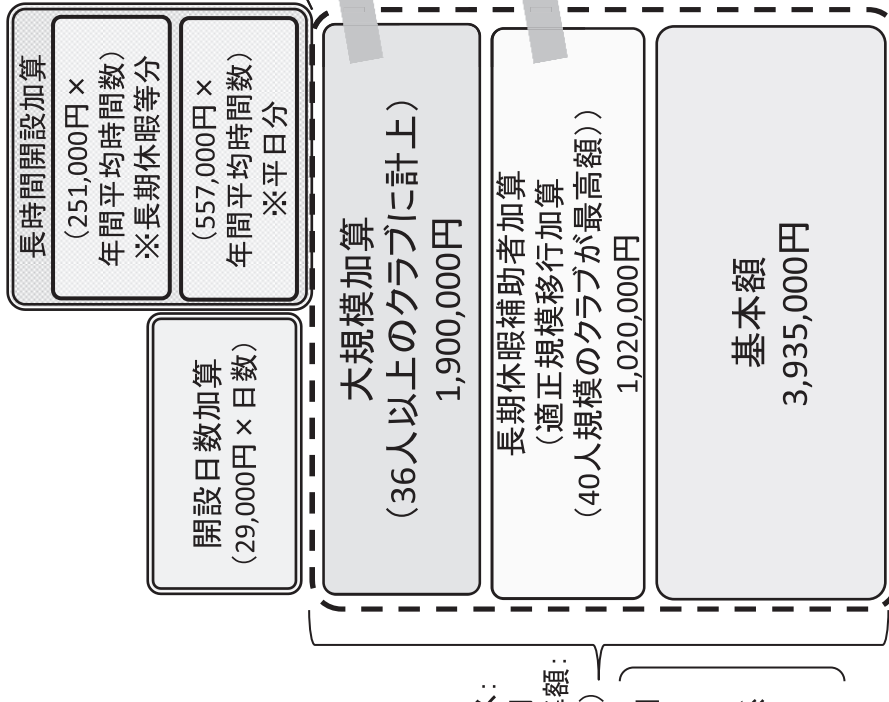
(参考1)

## 放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

○「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、運営費の国庫補助基準額の見直しを行うこととし、賃金単価の見直し、研修関係経費の充実などに必要な経費を計上。

平成26年度  
(36～45人単価)

平成27年度(案)  
(36～45人単価)



事業費ベース：  
6,855,000円  
(国庫補助基準額：  
3,427,000円)

うち人件費相  
当分：  
5,100,000円  
うち研修関係  
経費：  
247,000円

事業費ベース：  
7,412,000円  
(国庫補助基準額：  
3,706,000円)

うち人件費相  
当分：  
5,329,000円  
(賃金単価の増)  
うち研修関係  
経費：  
793,000円  
(対象人数、日  
数、回数増)

基本額  
7,412,000円

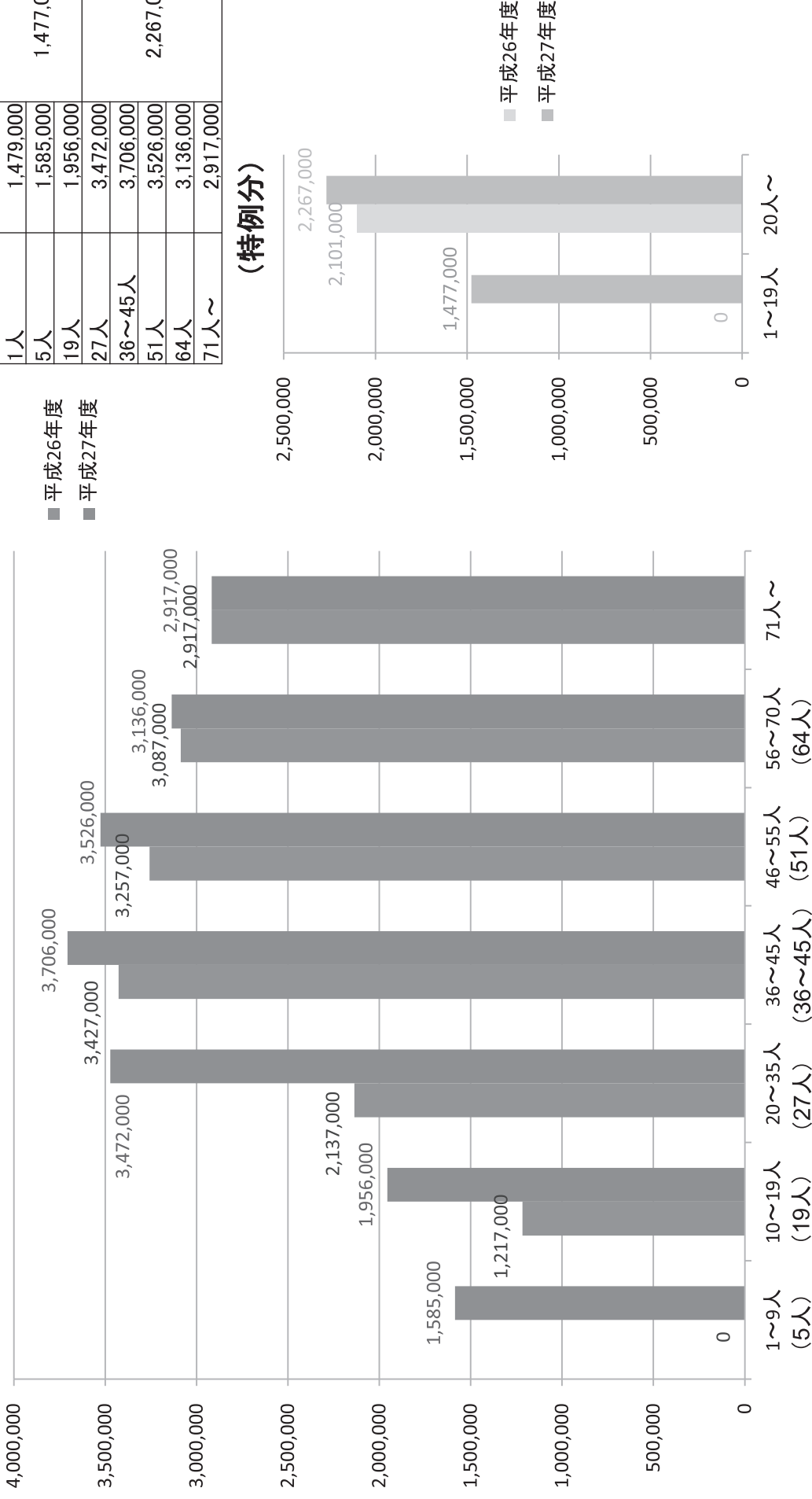
※大規模加算及び長期休暇補助者加算については、基本額に含まれている。

(参考2)

# 平成26年度と平成27年度の国庫補助基準額(案)の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数 250日以上	特例分(200 ~249日)
1人	1,479,000	
5人	1,585,000	1,477,000
19人	1,956,000	
27人	3,472,000	
36~45人	3,706,000	
51人	3,526,000	2,267,000
64人	3,136,000	
71人~	2,917,000	



※ ( )書きの人数は、平成27年度国庫補助基準額(案)に対応する児童数であり、平成27年度国庫補助基準額(案)は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 平成27年度の19人以下の国庫補助基準額(案)には、質の改善の「19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置」分532千円を含む。

## 放課後児童クラブにおける利用者負担について

### 【利用者負担について】

放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとされ、市町村等によってまちまちとなっている。

### 【利用者負担の実態】

放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～8,000円の間で設定されている割合が高い。

<平成23年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

利用者負担	割合(2011年)
利用料なし	5.3%
利用料あり	94.7%

利用者負担ありの放課後児童クラブにおける利用料金

利用者負担(月額)	割合(2011年)
2,000円未満	3.9%
2,000～4,000円未満	14.3%
4,000～6,000円未満	28.3%
6,000～8,000円未満	24.6%
8,000～10,000円未満	12.1%
10,000～12,000円未満	7.2%
12,000～14,000円未満	4.2%
14,000～16,000円未満	2.7%
16,000円以上	2.7%

<平成19年及び平成24年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

利用者負担(月額)	2007年調査	2012年調査
無料		7.7%
5,000円未満	41.8%	34.5%
5,000～10,000円未満	46.4%	48.0%
10,000～15,000円未満	10.1%	7.7%
15,000～20,000円未満	1.7%	2.0%
平均額	6,682円	7,371円

# 児童館ガイドラインについて

## 趣 旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 理念と目的

- ① 理念:「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ② 目的:18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

### 2. 機能・役割

- ① 発達の増進  
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ② 日常生活の支援  
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③ 問題の発生予防・早期発見と対応  
子どもと子育てで家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④ 子育て家庭への支援  
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤ 地域組織活動の育成  
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

### 3. 活動内容

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 保護者の子育ての支援
- ④ 子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ ボランティアの育成と活動
- ⑦ 放課後児童クラブの実施
- ⑧ 配慮を必要とする子どもの対応

### 4. 家庭・学校・地域との連携

- ① 家庭との連携  
・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ② 学校との連携  
・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③ 地域との連携  
・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

### 5. 職員

- ① 館長  
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ② 児童厚生員  
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

### 6. 運営

- ① 設備:集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ② 運営主体:子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③ 運営管理:利用する子どもの把握・保護者との連絡・運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。  
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。



# 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

## 現状と課題

<p>■活動の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の範囲を超えた活動</li> <li>・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務</li> <li>・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス</li> <li>・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気</li> </ul>
<p>■求められる役割の多様化と負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性</li> <li>・居住環境(大規模高層住宅、市長村合併)による定数基準の妥当性</li> <li>・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応</li> <li>・経験の少なさ(I期、II期(6年未満)が6割)</li> <li>・地域での様々な「充て職」</li> </ul>
<p>■対応する問題の複雑化・多様化と力量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経歴による福祉への精通度合い</li> <li>・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解</li> <li>・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応</li> </ul>
<p>■災害時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担</li> <li>・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援の直接的担い手としての期待</li> </ul>
<p>■個人情報の取扱と関係機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者情報の行政や関係機関からの提供</li> <li>・個人情報の取扱に関する理解</li> <li>・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有</li> </ul>
<p>■活動への支援・協力的体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート体制</li> <li>・専門職との関わり</li> <li>・連合民児協、単位民児協機能の強化</li> </ul>
<p>■社会的な理解の促進と継続性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員制度・活動の理解(行政や関係機関、地域住民)</li> <li>・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解</li> <li>・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知</li> <li>・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明</li> </ul>



## 提言

<p>早期に対応できるもの</p> <p>(1) 活動への支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険制度</li> </ul> </li> <li>② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動費</li> <li>・行政のサポート体制</li> </ul> </li> <li>③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携</li> <li>・地域福祉計画への位置づけ</li> </ul> </li> </ol>
<p>(2) 力量を高める取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 研修の充実</li> <li>② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価</li> <li>③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進</li> </ol>
<p>(3) 自治体等の理解の促進に向けた取組(主に制度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進</li> <li>② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり</li> </ol>
<p>(4) 国民の理解の促進に向けた取組(主に活動)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 創意工夫による広報への取組</li> <li>② 「なり手」不足の解消に向けた試み</li> </ol>

## 時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

事務連絡  
平成21年12月22日

都道府県  
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課育成環境係  
TEL03-5253-1111 内7908、7910

# 社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

## 1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

### 児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

## 2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 図書等

舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等

映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

## 3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

## 4. 推薦数

平成25年度の推薦数 98点

出版物:61点 舞台芸術:12点 映像・メディア等:25点

平成25年度の特別推薦 19点

出版物:8点 舞台芸術:5点 映像・メディア等:6点

## 5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスターを制作し、各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉部局、教育委員会、小・中学校、図書館、保育所、児童館、小児科医院等に配布。



# 平成27年度における児童手当制度について

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する	
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度未まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)  支給資格者  実施主体  支払期月
手当月額	○0歳～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降:15,000円 ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	○所得限度額 (年収ベース) ・960万円未満  ○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等  ○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施  ○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。	公務員  非被用者  被用者 特例給付 { 国 2/3 地方 1/3 } 児童手当 { 国 16/45 地方 8/45 } 事業主 7/15  特例給付 { 国 2/3 地方 1/3 } 児童手当 { 国 2/3 地方 1/3 }
財源内訳 (27年度要求)	[給付総額] 2兆2,299億円 (2兆2,356億円) ※ ( ) 内は前年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆2,356億円 (1兆2,377億円) 地方負担分 : 6,178億円 ( 6,188億円) 事業主負担分 : 1,821億円 ( 1,801億円) 公務員分 : 1,944億円 ( 1,990億円)
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)	

●児童手当の一部を改正する法律(平成24年法律第24号) 附則

(検討)  
 第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。  
 2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

平成27年3月17日(火)  
全国児童福祉主管課長会議

# 放課後子ども総合プラン等に関する 文部科学省の取組

●  
文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
地域・学校支援推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成26年度予算額 3,814百万円) 【補助率】  
平成27年度予算額 4,882百万円

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むために、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを旨とする必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

## 〈都道府県〉推進委員会

- 域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

## 〈市町村〉運営委員会

- コーディネーター等の配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討



## 地域人材等の参画

教育活動推進員・学習支援員

多数のボランティア等

家庭教育支援員

## 放課後児童クラブ

(厚労省)

5,000箇所

- ・授業等の学習補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等

学習が遅れがちななどの中学生を対象とした  
原則無料の学習支援を新たに実施  
(地域未来塾) 2,000箇所 (2億円(新規))



学校支援地域本部



- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

14,000箇所 (38億円(9億円増))

放課後児童クラブとの一体型を中心とする放  
課後子ども総合プランの推進

重点  
施策

放課後子供教室

1,000箇所

- ・家庭教育支援員の配置
- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

家庭教育支援

- ・スクールリーダーによる  
学校安全体制の整備等

地域の実情に応じて有機的に組み合わせて実施可能

学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

# 放課後子供教室

## ～放課後子ども総合プランの推進～

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

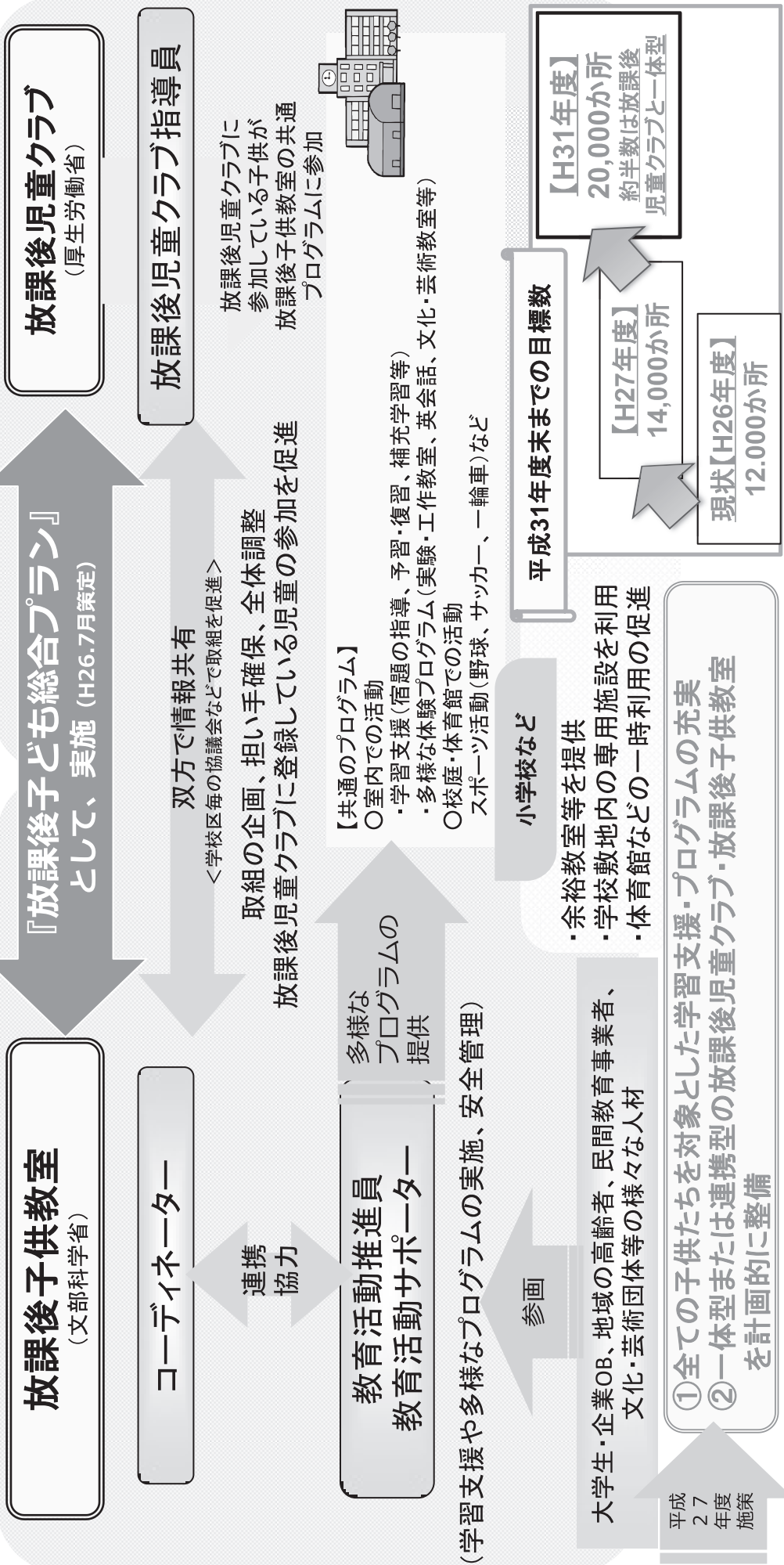
(平成26年度予算額 3,814百万円の内数)

平成27年度予算額:4,882百万円の内数

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



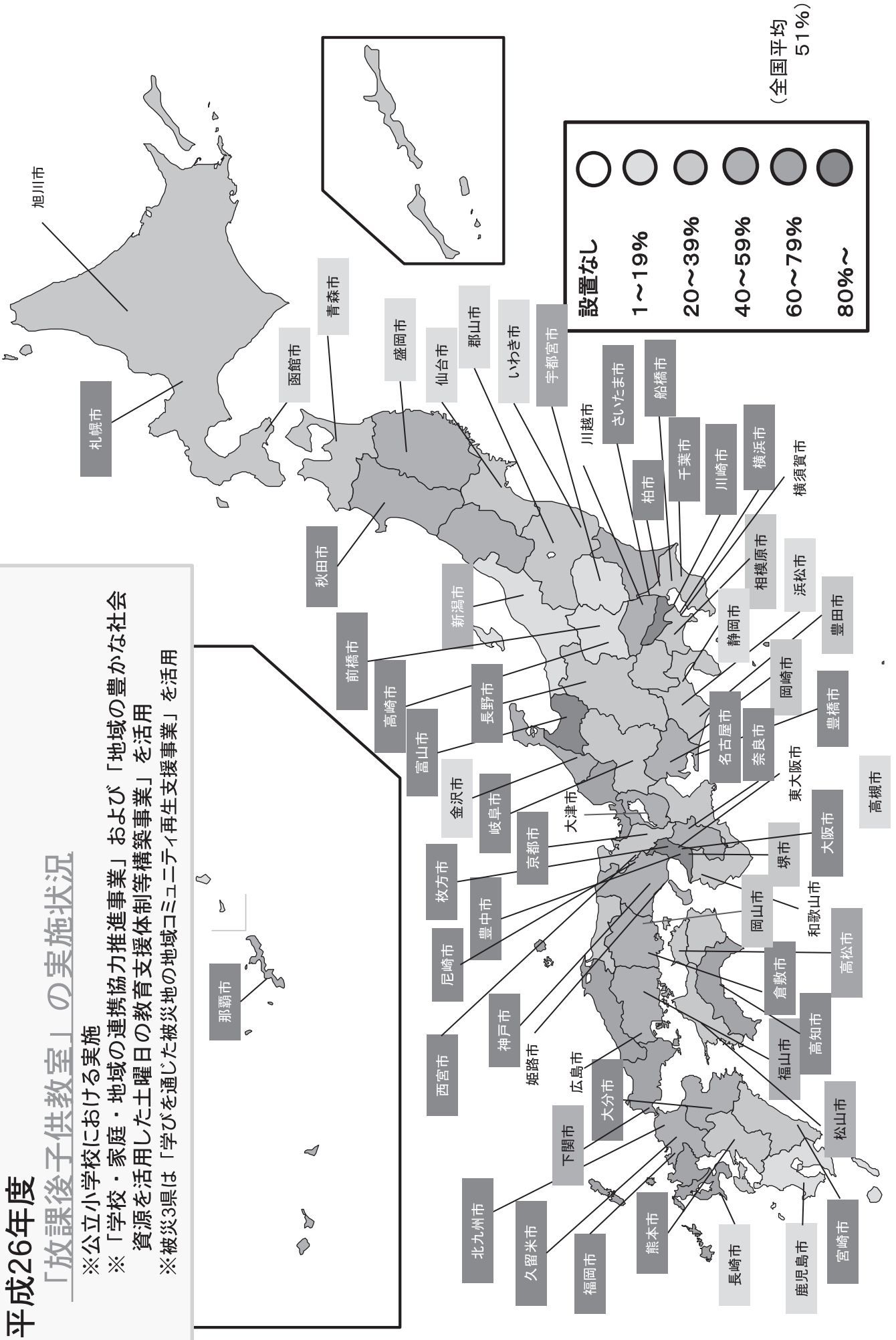
# 平成26年度

## 「放課後子供教室」の実施状況

※公立小学校における実施

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」および「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を活用

※被災3県は「学びを通じて被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用





## 放課後の多様なプログラムの実施の例

### すまいるスクール第二延山えんざん 放課後子供教室

～遊びも学びも友だちといっしょ！放課後のみんなの居場所～

#### 取組の概要

「勉強会」、「教室」、「フリータイム」を中心に、多様な内容の事業を実施

#### 勉強会

学校の授業と連携して、主に国語と算数の復習を行い、教員免許を持った指導員が学習を指導

#### 教室

囲碁やパソコンや野球など、体験的、趣味的な活動やスポーツなどを保護者や地域ボランティアの協力を得て実施。

#### フリータイム

宿題や読書で静かに過ごしたり、活動的に伝承遊びやスポーツをしたりするなど、自由に過ごす時間。

#### 特徴

\* 勉強会または教室のプログラムを毎日実施

☆すまいるスクールの専用スペースのほか、特別教室、体育館、校庭など校内各施設について、空いているときは優先的に使用することが可能。

☆必ず受付をしてから活動に参加し、下校するときにも必ず受付を行うこととしており、児童の所在把握を確実化。

☆学校と一体化した運営をしており、子供たちについて指導員と担任の先生との情報交換も行き、密に連携。

☆品川区の職員が全小学校にすまいるの専任としてとして配置されている。

#### 主な取組の成果

○保護者からは、学校内で活動しているのが安心している。さまざまな経験が出来るので良いと好評。児童からは友だちと遊べる、好きな遊びができる、イベントが楽しいなど、個々の状況に合わせて事業展開を実施。

○品川区では学校選択性を導入しており、すまいるスクールの存在が学校選択のポイントの一つに。

\*品川区の状況\*  
登録:約9,500人  
(1年生は98.5%が登録)  
※H25実績  
開設日:月曜～土曜  
(年間約300日実施)



【勉強会の様子】



【囲碁教室の様子】

# 学習プログラムが充実している 放課後子供教室の事例

埼玉県さいたま市  
(針ヶ谷小学校)

## ～活用の工夫～

- 地域の方々の参画を得て、子供たちの自主的な学習、スポーツ及び文化活動をとおして地域社会の中での心豊かなで健やかに育まれる環境を確保
- 2学期に子供や保護者にアンケートを実施し、感想や意見を取り入れながら活動を実施
- 1年間、休まずに放課後子供教室に参加した子供には賞状を出している
- 大学生や元教員など、多様な人材の参画により学習プログラムの充実を図っている



## ～取組内容～

- ◇ 多様な学習プログラムを提供できるよう様々なプログラムを実施
  - ・英語教室・・・大学生や元英語の教員など地域人材を活用し、学年ごとにプログラムを実施
  - ・学習サポート・・・元教員などの地域に人材を活用し基礎学力の向上を基本に据え、個々に応じた教材でサポートを実施。低学年と高学年で時間を分けて実施
  - ・理科の実験・・・理科への興味・関心がもてるよう、理科の実験を実施
  - ・料理教室・・・体験を通じて楽しく活動できるように季節の行事を

取り入れながら実施

## ～事業を実施して～

- ☆ 放課後児童クラブの児童も受入ながら、緊密な関係を図りながら実施をしているところであり、今後も連携を充実させていきたい
- ☆ 体験をとおして様々な活動を行うことによって、子供たちの姿に自信と積極性が見られるようになってきている
- ☆ 保護者から、「街で外国人に合ったとき、人文から積極的に話しかけられるようになった。」等の感想が寄せられている

【学習サポートの様子】

【コーディネーターだより】



【料理教室の様子】

# 余裕教室活用状況の見直しについて

## 活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ 99.3%が活用済み

(平成25年5月1日現在)

## 余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づき勧告

活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し

放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

# 財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金  
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合…



原則として

補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化  
(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



- 包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)
- 国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

**補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要**

# 余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(＝無償の財産処分に該当する場合)

## ①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・国庫納付不要
- ・報告書の提出により手続完了

## ②国庫補助事業完了後10年未経過

- 耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分  
または
- 大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う財産処分

- ・国庫納付不要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

## ○上記以外

- ・国庫納付が必要
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には該当せず、手続不要。

# 学校施設の一時的な使用の促進

## 「一時的な使用」とは何か

- ・本来の目的である学校教育のためにその部屋を使用しつつ、その目的を妨げない範囲で目的外に使用すること

## 「一時的な使用」の例

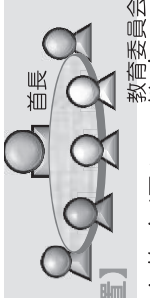
- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**

## 総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律「において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関」  
【平成27年4月からすべての自治体に設置】



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

### 1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

### 2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

- ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策  
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあるときと見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

### 3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めるとも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

# 土曜日の教育活動について



# 「土曜学習応援団」になりませんか？

～全ての子どもたちの豊かな学びのために～

文部科学省では、今年度より子どもたちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」として賛同いただき、実社会での経験や企業・団体・大学等の強みを生かした出前授業を行っているだけでなく取組を積極的に推進しています。

## 「土曜学習応援団」の活動

全国の公立小・中・高校の約40%（約12,000校）で、土曜日の教育活動を展開。

### ◆土曜授業・土曜学習等の出前授業の講師として参加

～キャリア教育や総合学習、学習支援、学習支援、スポーツ・文化活動、自然体験活動、農業体験など、幼～高校生を対象とする多様な学習活動の講師として参加～



←金融系A社による  
グローバル人材を目指す講演



←電機メーカーB社による  
ハイブリッドカード親子工作教室



←博物館での  
鑑賞教室

### ◆文部科学省や自治体の学校・地域と企業等の出会いの場

～文部科学省主催「地域コーディネーターと『土曜学習応援団』意見交換会」～



↑8企業・団体によるブース出展（出前授業の概要紹介）↑



↑地域・学校・行政・企業関係者の  
マッチング



### ◆詳細は、文部科学省の 土曜学習応援団HPをご覧ください。

URL: <http://doyo.mext.go.jp>

#### 【本件担当】

文部科学省 生涯学習政策局  
社会教育課 地域・学校支援推進室  
鍋島、入江、武川  
TEL：03-5253-4111（代表）  
E-mail：doyo@mext.go.jp

#### 地域のコーディネーター、教職員の皆様へ

- 地域や企業等と連携して皆様の土曜学習や土曜授業を充実しませんか？
- 「土曜学習応援団」への派遣依頼はいつでもお待ちしております。文部科学省までお問い合わせください。

#### 企業・団体・大学等の皆様へ

- 皆様の豊富な知識・ご経験を子どもたちに届けませんか？
- 是非「土曜学習応援団」へのご賛同と、出前授業等の講師としてのご参加をお願いいたします。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



～土曜学習に「土曜学習応援団」が参加した事例～

主催：品川区、品川区教育委員会、文部科学省、文化庁

## 土曜学習フェスタ in すまいるスクール日野学園

日時：平成26年4月26日(土) 9:30～11:45

場所：東京都品川区立小中一貫校日野学園

趣旨：実社会で活躍する現役の社会人の方々による体験型の土曜学習を小学生を対象に実施し、土曜学習を本格的に全国展開する第一歩とする。



パナニック

「ハイブリットカー-工作教室」



日本棋院

「ふれあい囲碁教室」

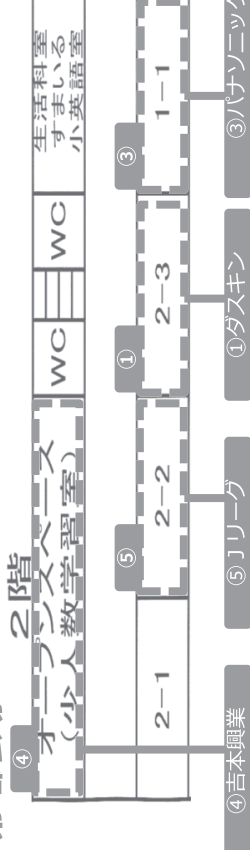


文部科学省職員

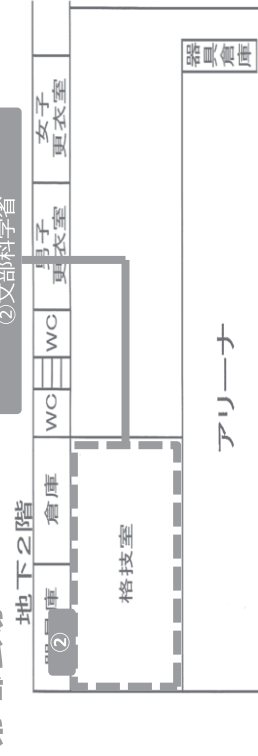
「チャリ-テイング教室」

### 土曜学習フェスタ in すまいるスクール日野学園 会場案内図

第1部会場 9:30～10:30



第1部会場 9:30～10:30



①ダスキン

②文部科学省職員

③パナニック

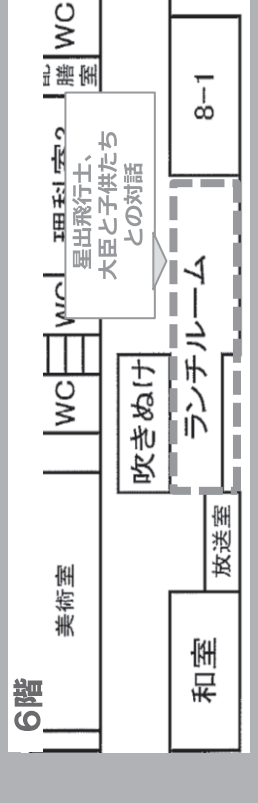
④吉本興業

⑤Jリーグ

⑥野村グループ

⑦日本棋院

第2部会場 10:45～11:45



全国で、地域や企業と連携した土曜日の教育活動が展開されています。

「土曜ならではの豊かな学びを応援しませんか？」

# ～土曜授業に「土曜学習応援団」が参加した事例～ 岐阜市立島中学校キャリアスクール

日時：平成26年11月8日(土) 総合的な学習の時間

対象：岐阜市立島中学校1～3年生全校生徒

趣旨：地域・社会の教育力を生かし、様々な職業の理解を深めるとともに、講師の生き方や会社の志を学ぶことを通して、自分の将来を考え、主体的に自分の生き方を見つめる。

土曜学習応援団も参加しました！



押し花インストラクター  
「押し花はがき作り」



パナソニック  
「ものづくり企業」の役割」



自衛官  
「自衛官の仕事」



中日新聞社  
「新聞記者の仕事」



消防士  
「価値ある無駄」



競輪選手  
「競輪選手の仕事」



岐阜信用金庫  
「お金の運用」について」



左官業 「左官体験」

～プログラム一覧～

職業	講座名
元警察官 左官業	正しい勇氣 左官
押し花インストラクター 株式会社 プロスパー	押し花はがき作り プラスチック製品のものづくり
フィットネスアドバイザー 競輪選手	ダンス HIP HOP 競輪選手の仕事 価値ある無駄
消防士	消防を主役にも！ 価値ある無駄
山川隆造 自衛官	防衛省 自衛隊 「お金の運用」について 大人になってから困らないお金の基本
金融広報アドバイザー Panasonic	ものづくり企業の役割と企業への役割 換算官の仕事と裁判員制度
岐阜地方換算庁換算 税理士	税理士はどんな職業か？ 記者の仕事
岐阜新聞広報センター長 弁護士	体験！刑事裁判！！
新聞関係 (中日新聞岐阜支社) 歯科医	新聞記者の仕事 歯科医の仕事

全校生徒  
約700名が  
出席  
18教室で  
多彩な職業の  
講師が  
出前授業を  
実施

全国で、地域や企業と連携した土曜日の教育活動が展開されています。

「土曜ならではの」のプログラムで子供たちの豊かな学びを応援しませんか？

# 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

## ① 「土曜授業」について

← 子供たちは全員参加

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日設けずに、土曜日を利用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です（下図①）。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、昨年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

## ② 「土曜の課外授業」について

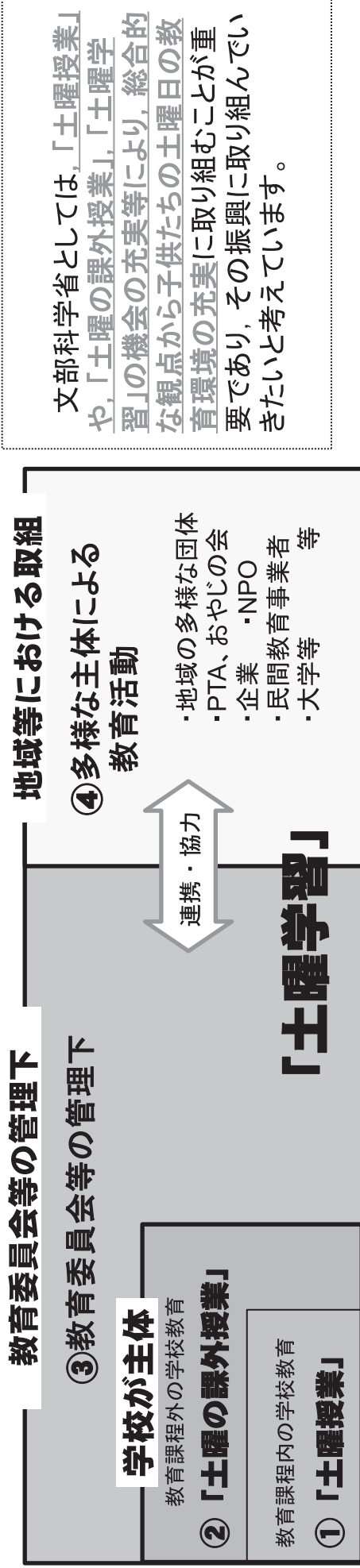
このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります（下図②）。

## ③+④ 「土曜学習」について

← 子供たちは希望者が参加

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの（下図③）と、主体が公的でないもの（下図④）があります。例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

### ＜土曜日の教育活動について＞



# 平成26年度における土曜日の教育活動実施予定状況

## ① 「土曜授業」

※平成26年度の実施予定の学校数(速報値)

(参考:「土曜授業」の平成24年度実績)

学校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	3,565校 (17%)
中学校	1,794校 (18%)
高等学校	214校 (6%)
計	5,573校 (16%)

学校	平成24年度実績 (実施割合)	増加
小学校	1,801校 (9%)	1,764校
中学校	966校 (10%)	828校
高等学校	142校 (4%)	72校
計	2,909校 (9%)	2,664校

## ② 「土曜の課外授業」

学校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	806校 (4%)
中学校	639校 (7%)
高等学校	1,468校 (40%)
計	2,913校 (9%)

## ③ 「土曜学習」

学校	平成26年度予定 (実施割合)
小学校	4,972校 (24%)
中学校	838校 (9%)
高等学校	775校 (21%)
計	6,585校 (19%)

◆ 「土曜授業」、「土曜の課外授業」、「土曜学習」をいずれか一つの学校で実施  
⇒ 約13,000校 (約40%) の学校で実施

	平成26年度 いずれか一つでも実施予定 (実施予定の割合)
小学校	7,981校 (38%)
中学校	2,677校 (27%)
高等学校	2,072校 (57%)
計	12,730校 (37%)

(参考: 全国の公立学校数)

	公立学校数
小学校	20,836校
中学校	9,784校
高等学校	3,646校
計	34,266校

# 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(平成26年度予算額 1,333百万円)  
平成27年度予算額 1,458百万円

全ての子どもたちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組み体制を構築し、地域の活性化を図る

(4,850か所 → 12,000か所)(小学校・中学校・高校など)

※平成26年度土曜日の教育活動を実施している学校数：約12,000か所(約4割)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

## ◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆

- ・運営委員会を設置  
(学校・経済団体・商工会・PTA・社会教育団体等で構成)
- ・土曜日の教育活動全体の方針を検討

市町村

＜各学校区＞



要望

依頼

連携

企画・参加

- ・体系的・継続的な教育プログラムの企画
- ・内容に応じた多様な支援人材の発掘・依頼
- ・具体的なプログラムの検討等

※教育課程に位置づけることも可  
(土曜授業の補助や、総合学習におけるゲストティーチャーとして参加など)

## 教育支援活動の実施

### 社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

- ★算数・数学  
エンジニアによる  
使える算数・数学講座

- ★理科：  
研究者による科学実験教室

- ★外国語：  
在外経験者による英会話

- ★総合学習  
企業等との協働による  
キャリア教育・商品開発等

- ★文化・芸術

文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座



＜教員とのITによる数学＞



＜市民講師による英会話＞

すべての子どもたちの土曜日の教育支援体制等の構築

# 大分県豊後高田市の取組事例

## 「学びの21世紀塾」～「学びの姿」の構築を図る～

〔市民講師を中心にした講座等により、確かな学力の定着や体づくりの機会を捉え、子供の子供にも平等に学習を保障して格差をなくす〕

### ① いきいき土曜日事業

- 【寺子屋講座】第1・3・5土曜日に、幼・小・中の英会話・国語・算数・数学・英語・そろばん・合唱等
- 【パソコン講座】第1・3・5土曜日に、小学生対象のパソコン実習講座
- 【水曜日講座】毎週水曜日放課後に、全中学校1・2年生に数学・英語
- 【夏季・冬季特別講座】中学3年生に英語・数学・国語（7日間）
- 【幼稚園文字・英会話教室】週2日、幼稚園への出前授業
- 【寺子屋昭和館・プラチナ館】小学校4～6年生に放課後補充学習
- 【テレビ寺子屋講座】ケーブルテレビを活用した小・中学生対象番組の放映



### ② わくわく体験活動事業

- 【週末子供育成活動】第2・4土曜日に、日頃できないようなものづくりや体験活動
- 【ステップアップスクール】3泊4日の集団生活・自主活動等の宿泊体験

### ③ のびのび放課後活動事業

- 【スポーツ少年団等の活動推進】各種大会・活動の支援や後援
- 【文化活動団体等の活動推進】発表会・展示会等の支援や後援

確かな学力

豊かな心

健康な体

知

徳

体

県内学カテラストワースト2位 ⇒ 8年連続1位  
野球やバレーボールの全国大会出場

(大分県豊後高田市作成資料参考)